

第5回RD最終処分場問題対策委員会 議事録

平成19年6月28日
 於：大津市勤労福祉会館
 大会議室（4階）

1. 開会	岡村委員 長	<p>まだ委員の方がおそろいでないようですけれども、定刻になりましたので、第5回RD最終処分場問題対策委員会を開催させていただきます。蒸し暑いところをご参集いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、まず会議の成立及び配付資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。</p>
	司会	<p>皆さん、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本日出席していただいております委員の方々は今のところ15名で、勝見先生につきましては遅れて来られるということをお聞きしておりますが、委員総数の半数以上を超えておりますので、RD最終処分場問題対策委員会設置要綱第5条第2項に定める当委員会の成立要件を満たしておりますことを報告させていただきます。</p> <p>なお、本日受付で記名されている傍聴の方につきましては11名でございます。</p> <p>それでは、資料について確認させていただきます。お手元に配付させていただいております資料ナンバーで確認させていただきますけれども、既に郵送させていただいております資料1、支障除去対策の方向性の検討についてと資料3、廃棄物状況調査および地下水調査等について以外のものをご用意させていただいております。もし今日お持ちでない方がおられましたら、事務局の方に申し出ていただければお渡しいたします。</p> <p>机の上に置かせていただいておりますのは、資料2、第3回及び第4回対策委員会における検討事項について、資料4、RD最終処分場の推移について、資料5、市観測井No.7の水銀追跡調査状況、それから参考資料、そのほか委員提供資料が2件ございます。そのほか、第4回対策委員会の議事概要と議事録、それから専門部会の委員以外の皆さんには第2回専門部会の議事概要と議事録をご用意させていただいております。あと、事務的な書類ですけれども、日程調整表と返信用の封筒をご用意させていただいております。</p> <p>もし資料が抜けている委員さんがおられましたら、申し出ていただきたいと思います。</p>
	岡村委員 長	<p>資料はそろっておりますでしょうか。資料3というのはどれですか。</p>
	司会	<p>1と3は既に送らせていただいておりますので、もし今日お持ちでなければ事務局の方で……。</p>
	岡村委員 長	<p>右上に資料3と書いていないものですね。わかりました。ありがとうございました。</p>
	司会	<p>廃棄物状況調査および地下水調査等（追加調査）についてというのが資料3になっておりますけれども、資料ナンバーが漏れていました。申し訳ござ</p>

2 .
議題
(1)
支障除去
対策の方
向性の検
討につい
て

岡村委員
長

いません。

それでは、委員長、よろしく願いいたします。

資料の方はよろしいでしょうか - - 。

それでは、これより対策委員会の議事に移らせていただきますけれども、遠方から多くの委員の皆さんにお集まりいただいておりますので、効率的な会議の開催を考えまして、議論の進行状況によりましては、一応4時という予定ですけれども、少々延長することがあり得ますので、よろしくご了承をお願いいたします。ただ、会場の都合上、4時半まではいけますけれども、それ以降は無理ということでございますので、何とぞご協力をよろしく願いいたします。

まず、議題(1)の支障除去対策の方向性の検討についてのご審議をお願いします。これについては、専門部会で協議されておりますが、それを踏まえて事務局から説明をお願いいたします。

上田室長

最終処分場特別対策室の上田でございます。

先生方には、大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。おかげさまをもちまして、本日で第5回目の対策委員会を開催することができました。

それでは、資料1の1ページをご覧くださいと思います。この資料1につきましても、これまでの取り組みと今後の対策委員会での検討について資料として取りまとめさせていただいたものでございまして、資料の中央部を見ていただきたいんですが、第1回及び第2回対策委員会で既存調査結果と検討結果の整理をさせていただきました。そして、第4回の対策委員会では、既存調査・検討結果を踏まえた現状確認ということで、廃棄物、浸透水、地下水、ガス、焼却灰それぞれについて、その状況を踏まえた上で、左側を見ていただきたいんですが、現時点での生活環境保全上の支障の整理をしていただきました。

その中で、廃棄物につきましても、処分場西市道側法面は崩壊のおそれがある。それから、廃棄物の飛散・流出による支障のおそれがある。地下水につきましても、地下水汚染の拡散による支障のおそれがある。ガスにつきましても、実は第4回の対策委員会で悪臭等は発生していないという整理をさせていただいたわけですが、廃棄物層の中はまだ40の高温でございまして、また覆土もしていない状況でございますので、硫化水素等ガスの発生による支障のおそれがあるということで修正をさせていただきたいと思って、資料を整理させていただきました。もう1点は、焼却灰でございますが、炉内の焼却灰等の飛散によるダイオキシン類の飛散のおそれがある。焼却灰等の飛散による支障のおそれ - - これはダイオキシン類でございますが、そういうおそれがあるということで整理をしていただきました。

この資料の右側をご覧くださいわけですが、第3回の対策委員会で追加調査内容の検討をいただきまして、処分場の現況測量、地下水の調査、地質構造等の調査をして、そして対応策を打っていくための調査をす

るということで、第3回で整理をしていただいたところでございます。

そういう中で、この資料の真ん中のやや下を見ていただきたいんですが、一般的な支障除去対策工法、それから他府県事例の概要 - - この他府県事例の概要の中では、生活環境保全上の支障は何であるか、そういうものに対してどのような対応方針をつくっているのか、どういう対応策を具体的に講じているのかというところを説明させていただきたいと思っています。そういう中で、RD処分場の対応策検討のための考え方についてご議論をいただいて、そして左側を見ていただきたいんですが、生活環境保全上達成すべき目標の設定とか具体的な工法を皆様にご議論いただく中で、その下でございまして、支障除去対策の各論比較というものをさせていただいて、そして追加調査の結果を見て、生活環境保全上の支障の整理、対策の基本方針、支障除去の目標設定、支障除去対策各論の比較検討を今後させていただいて、最終的には効果的で合理的な対応策を取りまとめていただきたいというふうな方向の中で考えているものでございます。

資料1の2ページをご覧くださいと思います。資料1の2ページは、現時点での生活環境保全上の支障ということで、これにつきましては、これまで議論いただきましたものを再整理させていただいたものでございます。表1.1の支障のおそれをご覧くださいんですが、からまでの支障のおそれがある。これは、先ほど私が申し上げた支障の内容と同じでございますが、そういうものがあるということで、もう一度整理させていただいたものでございます。

2ページの右側でございますが、表1.2は、生活環境保全上の支障を防災上の支障と区分して整理したものでございまして、廃棄物と地下水につきましては、処分場から浸透水が流れて、有害廃棄物に触れて浸透水の汚染があって、地下水汚染の拡散が発生している。それから、表層廃棄物からは、廃棄物の飛散が起こるということでございます。2番目の西市道側の法面につきましては、西市道側の急傾斜法面の崩落という防災上の支障がございますので、廃棄物の流出を抑えるための処置をとらなくてははいけません。硫化水素等ガスにつきましては、処分場の中に有機物がございまして、硫化水素等のガスの発生のおそれがあるという整理をさせていただいております。焼却灰につきましては、先ほども申し上げましたけれども、焼却灰の飛散によるダイオキシン類の飛散を心配しているものでございます。

次の3ページをご覧くださいと思います。今まで申し上げましたことを、RD処分場を断面的に見たような形で、概要図として整理させていただいております。RD処分場に雨が降りまして、有害廃棄物に触れて浸透水汚染が発生し、地下水へ流れる。また、その降雨によって、左側でございますけれども、表流水の汚染につながっているのではないかと心配、それから廃棄物そのものが飛散、流出するのではないかと心配、それから処分場の中の有機物、石こうボード等によって硫化水素等のガスの発生があるのではないかと心配、もう一つは、西市道側の法面が露出しておりますこ

とから、廃棄物の飛散、流出があるのではないかとすることを概要図として整理させていただいたものでございます。

これが、支障除去対策の方向性の検討の中で、現時点での生活環境保全上の支障の整理をしたものでございます。

次に、4ページをご覧いただきたいと思います。一般的な支障除去対策工法ということで整理をさせていただきました。支障除去の方法につきましては、国の産廃特措法がございますけれども、環境省告示第104号の中で基本的な方針ということが示されておりまして、その中に支障除去方法のことが記載されております。ア、イ、ウと3つございまして、アは掘削及び処理ということで、廃棄物を掘削して処理するという工法でございます。イの原位置での浄化処理は、廃棄物を除去するのではなくて、原位置で支障の除去を図るという方法でございます。ウにつきましては、原位置覆土等と書いてあります。これは、少し中を見ていただきますと、ウの右の のところでございますが、有害産業廃棄物に該当する特定産業廃棄物が含まれていない場合に原位置覆土等ということの条件が付されているものだと理解しております。

それで、もう一度戻らせていただきますが、掘削及び処理の特徴について簡単に整理をさせていただきました。掘削及び処理の周辺環境影響につきましては、掘削除去を行う際には悪臭または廃棄物が飛散する可能性も否定できず、環境に影響を及ぼす可能性がある。また、搬出先が遠い場合は、運搬ルート上で同様の影響が予想される。工期につきましては、受け入れ先の処理能力により決定されるため、廃棄物量が多いと掘削及び処理に長期間を要することになります。経済性につきましては、掘削物及び処理する廃棄物の量に比例して費用はかさんでいくという特徴があるのではないかと考えております。

原位置での浄化処理につきましては、同じように特徴を整理させていただきますと、掘削及び処理に比べて周辺環境に及ぼす影響は少ないのではないかと。工期につきましては、汚染拡散防止対策など現場での土木工事は比較的短期間で終了するが、原位置での廃棄物の浄化処理には長期間を要する。経済性につきましては、掘削及び処理に比べて一般に費用は安いのではないかとということでございます。

ウの原位置覆土等につきましては、特徴の をご覧いただきたいんですが、周辺環境影響については、上記のア、イに比べて飛散や粉じんの発生による環境影響が少ない。覆土工事は短期間で行える。ア、イに比べると最も経済的であるという特徴があるのではないかと。ただ、先ほども申し上げましたが、有害産業廃棄物が含まれていないことを確認するというので、括弧の下に、有害産業廃棄物の定義、環境省告示104号でされている内容を載せさせていただきました。アは廃アルカリ、廃酸、廃PCB、イは感染性廃棄物、ウはアスベスト、そしてアからウまでに掲げる以外のものというのが右の欄にございます。例えば、鉛ですと、0.3mg/Lを超えるものが有害産業廃棄物になる

というふうなことが1から24まで定まっているところでございます。

そういうことで、支障除去の対策についてはア、イ、ウと3つあるわけですが、5ページの表1.4をご覧いただきたいと思います。支障除去の工法とその効果等ということで、アの掘削及び処理、イの原位置での浄化処理、ウの原位置覆土等についての生活環境保全上の支障に対する効果を一覧で掲げさせていただいております。

掘削及び処理につきましては、すべてに効果があるということで、つけさせていただきます。

汚染拡散防止対策につきましては、ガスと表流水については効果がある、浸透水については二次的効果がある、飛散については効果がある、浸透水、地下水等の汚染拡散については覆土だけでは二次的な効果しかないというふうなことを整理させていただいたものでございます。以下、原位置での浄化処理につきましては、覆土、遮水壁、浄化壁、浸透水低下工、水処理工、斜面对策等が一般的に言われている工法と思っております、整理をさせていただきました。ただ、原位置での浄化処理につきましては、汚染拡散防止対策ということで、(封じ込め)と書いてあるんですが、それプラス安定化促進対策というのを施していく。これは、処分場の中の浄化を促進すること、場合によっては固化または不溶化をするということで、浄化促進については自然浄化、浄化促進をやる。そういうふうなことで効果があるということの整理をさせていただいております。

ウの原位置覆土等につきましては、ガス等の気体と飛散にしか効果が見られない、それ以外については適用対象外というふうな整理をさせていただいております。

この表の下を見ていただきたいわけですが、これらの方法は適用範囲が異なり、この中から廃棄物の量、種類、性状及び施工性等、RD処分場問題の特徴を踏まえながら効果的、合理的な方法を選択していくことが肝要ではないかと考えております。また、原位置での浄化処理につきましては、先ほども見ていただきましたように、覆土から斜面对策、それから浄化促進、いろいろな工法がございますので、複数の工法を効果的に組み合わせる検討していく必要があるのではないかとというふうなことで整理をさせていただいております。

次の6ページをご覧いただきたいと思います。6ページの表1.5につきましては、今申し上げました掘削及び処理、原位置での浄化処理、それから安定化促進対策につきまして、その工法の概要、特徴、留意事項を整理させていただきました。ここでは特徴だけ少し説明させていただきたいと思いますが、掘削及び処理につきましては、掘削除去後の当該土地については、土地の形質等の変更があっても支障が再発することがない。それから、ちょっと割愛させていただきますけれども、汚染拡散防止対策の中では、例えば遮水壁については、地下水や浸透水の流れを遮断する、処分場内に流入する地下水量も遮断できるので、水処理量を少なくできるとか、そういうことで

整理をさせていただいております。説明はこの程度にさせていただきますが、概要、特徴、留意事項ということで整理をさせていただいております。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。7ページ以下は、他府県で実施した支障除去対策の事例について、順に1から8、香川県豊島から、ごく最近では宮城県村田町の対応が環境大臣の同意を得て既に実施されておりますので、その概要を整理させていただきました。

資料の9ページをご覧いただきたいと思います。その1から8までにつきまして、支障の内容と、それから先ほど私、冒頭の1ページの説明の中で、これから対策の基本方針をつくっていく必要がございますということで説明させていただいたわけですが、その基本方針の概要を整理させていただきました。

これも何力所か端折って説明させていただきますけれども、例えば1番の豊島につきましては、支障の内容として、ダイオキシン類が溶出で28ng-TEQ/L出ている、ヒ素が溶出で0.19mg/L出ている、PCBが含有も溶出も出ている、鉛については含有で1万4,000mg/kgL、溶出で26mg/L出ているというふうなことを整理させていただきました。基本方針の概要の中では、措置命令について、事業場の北海岸沿いに基盤層に達する鉛直止水壁を施工すること、事業場への雨水の流入を防止するため雨水排水施設を設置することというふうな基本方針とする中で、次の10ページをあわせ見ていただきたいんですが、主な原状回復支援事業ということで、例えば豊島の場合ですと、廃棄物の除去、雨水浸透防止、漏水防止という3つの防止策を講じて対応してこられているというふうにこの資料を見ていただきたいと思います。

もう一つ、5番目の桑名市の事例も説明させていただきますと、1は全体的な全量撤去をしているところでございますけれども、5は桑名市で行われたもので、支障の内容をご覧いただきたいんですが、基準を超える主な有害物質ということで、これだけのものが出ている。数字は書いていないですが、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンと、種類がたくさん出ている。その中で、基本方針の概要としては、不法投棄現場の汚染修復については、次の理由から全量撤去は現実的には困難であり、原位置で処理することとするということで、から の理由によって原位置で処理するというふうな方針を出されております。

もう一つ、一番最新でございますが、宮城県村田町でございます。これにつきましては、硫化水素が1,400ppm、それから臭気が出ている。廃棄物は特に該当がないということでございますが、土壤環境溶出量では鉛、総水銀等が出ている。その中で、右側でございますが、有害産業廃棄物の判定基準を超える有害物質等を含む性状にはならないことから、産業廃棄物を撤去する必要はないと判断して、有害ガス及び悪臭並びに浸出水拡散による生活環境保全上の支障等を除去するための対応を講じたというふうなことが基本方針の中で書かれております。

あわせまして、次の10ページを見ていただきたいと思いますが、5

番の桑名市では、廃棄物浄化、汚染拡散防止として水処理、水循環施設、遮水壁、地下水浄化として水処理、水循環施設、キャッピングで原位置浄化処理をした。8番の村田町では、浸出水拡散防止対策、有害ガス・悪臭の発生抑制ということで、遮水壁等の対応策をとることとした。この資料の10ページを見ていただきますと、1番から3番までが掘削及び処理、4番、5番が原位置浄化処理、6番が掘削及び処理、7番、8番が原位置浄化処理ということで、その支障の状況に応じながら、さまざまな工法を検討され、実施されているところというふうに理解いたしております。

そういう中で、11ページをご覧くださいたいわけですが、他府県でも、生活環境保全上の支障を整理し、その支障をなくすための目標設定をされております。そういう中で、滋賀県では、現時点からまでの生活環境保全上の支障があるということで、1つは、汚染地下水拡散防止ということで、廃棄物に起因するKs2層の地下水汚染があるので、浄化目標値を定めて汚染地下水の拡散を防止していきたい。その場合の基準を、廃掃法による浸透水の基準で行っていくのか、廃掃法による周縁地下水の基準で行っていくのか、地下水の水質に係る環境基準で行っていくのかというふうな議論をした中で定めていく必要があるかと思っております。2番目の西市道側法面の崩壊については、現在の法面が急勾配でございますので、安定勾配にするというのは、現在県が指導しておりますのは1:1.6でございますが、そういうものでよいのかという議論をしていただくことになろうかと思いません。また、廃棄物の飛散・流出防止につきましては、覆土して廃棄物の飛散や流出を防止するというのであれば、廃掃法による覆土層厚は50cm以上ということになっておりますので、何cmが適正であるかという議論をお願いすることになります。以下、硫化水素等ガス放散防止のための目標、焼却炉内のダイオキシン類の飛散防止の対応、そういうものについての目標を設定していきながら、それについての対応策を議論していただきたいと思っております。

11ページの(2)をご覧くださいたいと思います。そういう対応策を講じていく上で留意すべき事項ということで整理をさせていただいたものが11ページの右側でございます。1つは、当然のことですが、安全性の確保を図らなくてははいけない。2つ目に、周辺環境への影響を考えなくてははいけない。処分場の立地条件等によっては、工事中の周辺環境への影響について十分に配慮していく必要がありまして、その配慮すべき点について、この資料では例示をさせていただいております。人家に近い場合には、工事中に発生する騒音、振動及びガスの湧出による悪臭の発生についてしっかり対応をとらなくてははいけない、そういうふうなことを考えていく必要があるだろうということで整理をさせていただいております。また、適切な実施時間ということで、汚染拡散を早期に防止するために、可能な限り短期間で処理を行えることが望ましいのではないかとということも書かせていただいております。あと、経済性、リスクコミュニケーション、モニタリング、この6つの

ことにつきまして、支障除去方法を選定する上でご議論いただいで整理していきたく思っております。

12 ページ以降に、具体的な工法一覧ということで、資料を整理させていただきました。これは、先ほどから何度も説明させていただいておりますけれども、汚染地下水の拡散防止のために、汚染原因廃棄物を除去する、浸透水を汚染させない、浸透水を浄化させる、地下水を浄化させる、地下水の処分場外への漏出を防止する、そういうものについてはどういう対策工法があって、その概要はどのようなものであって、特徴はどのようなものであるかということ整理させていただいたものでございます。またご議論いただく中で説明させていただきたいと思っておりますが、そういうふうな形で、支障除去の方法、具体的な手法、対策工法、概要、特徴、留意事項について、12 ページと 13 ページで説明をさせていただいております。

次に、14 ページをご覧いただきたいと思っております。14 ページは、R D 処分場の生活環境保全上の支障、汚染地下水の拡散防止、西側法面の崩壊防止、廃棄物の飛散防止、硫化水素等のガスの抑制、焼却灰の飛散防止ということを縦軸に、横軸で、先ほど申し上げました掘削及び処理、原位置での浄化処理、焼却灰の洗浄、閉塞という対策について、直接効果がある、二次的効果がある、適用されないということ整理させていただいたものでございます。例えば、アの掘削及び処理でございますと、撤去をするとすべてに効果がある。覆土の場合ですと、汚染地下水の拡散防止については二次的効果がございませけれども、西側法面の崩壊防止とか廃棄物の飛散防止については効果がある。遮水壁につきましては、汚染地下水の拡散防止に効果があるというふうなことを と で整理させていただいたものでございます。

大変端折った説明になりましたけれども、14 ページまで、支障除去対策の方向性の検討資料として整理をさせていただきました。以上で説明を終わらせていただきたいと思っております。

岡村委員
長

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対しましてご意見、ご質問がございましたら、どなたからでも結構ですのでお願いいたします。

梶山委員

まず、端的に申し上げますと、ちょっと事務局がしゃべり過ぎだと思うんです。というのは、非常に多数にわたる事項を一気に説明されても、一つ一つ本来やっていくべきものを一気に説明して、国会の総括質問みたいな形で、要するに消化されないうちに次が終わってしまうということなので、テーマごとにもう少し切ってやっていただきたい。これは私の希望です。

そういう意味で言いますと、今事務局がお話しになったことについて実はいっぱいあるんですけども、全体的な方向として、そもそも事務局が全部提案して、それを対策委員会が審議して決めていくという方法しか考えていらっしゃらないのかどうか。つまり、我々の方から積極的に提案して、それをここで審議していくという方法は、事務局の方では全然考えていらっしゃらないのでしょうか。

上田室長

まず、一気に説明させていただきましたことをおわび申し上げたいと思

ます。

今、提案という形で説明をさせていただいたというふうなつもりではなくて、例えば支障除去対策工法については、一般的という言葉はちょっと変かもしれませんが、こういう工法がございます、そして他府県の事例はこういうことがございます、他府県の事例の中では、生活環境保全上の支障を整理した上で、対応方針をつくって、対応策を定めておられます、そういう中で、滋賀県として、対応策の検討のための考え方としてはどういう形でさせていただいたらよろしいですかという趣旨の説明をさせてもらったつもりなんです。

梶山委員

形の上では確かに。その辺は、また後で議論すればいいと思います。

それで、今お話しになったことについて実は疑問がいっぱいあるんですけども、それをまた全部並べてしまうと長くなりますので、当初の幾つかの点だけ少しお話しさせてください。

1つは、前回、追加調査という - - 前々回からですか、私は前回からしか出ていないのでわからないんですが、B地区という相当広大な地域について、まだ調査が及んでいないと。これは、県もそういう認識ですよ。

上田室長

B地区というのは、未調査区域ということで.....。

梶山委員

未調査、この黒く囲んだところです。

上田室長

追加調査は、処分場を60mメッシュで切った中で.....。

梶山委員

それはいいんですけども、前回、私も、ボーリングなんかじゃわからないでしょうと。要するに、3,600m²にボーリングを1本打ったからといって、特にこのRDの処分場みたいに非常に不規則に物が入っている可能性のあるところで、均一な処分場なら別ですけども、ドラム缶等も多数発見されているような処分場で、ボーリングの数として、未調査区域について言うと、3,600m²に1つもないですよ。そういう調査ではよくわからないんじゃないかというお話をして、それから項目としては、油分とか硝酸、BOD、それと焼却炉の周りには、こういうところでは必ず焼却灰自身が埋め立てられているというのが通常ですから、前回のお話で私自身は納得したわけではなくて、一次的な調査としてはわかるんですけども、もうこれ以上やらないつもりなのか。あるいは、ドラム缶については105本発見されていますが、実際には1,000本あるという証言もあるわけです。そういうものについてどう対応されていくつもりなのか、それをまず伺いたいと思います。

上田室長

追加調査でボーリングをさせていただきますことと、そのときの説明の中で、掘削もやりたいというご説明をさせていただいているんですが、掘削する箇所については、今先生がおっしゃったように、ドラム缶が埋まっているというふうな元従業員さんの証言とか、私どもの法に基づく照会もしくは事情聴取などをしまして、もう少し精度を高めたいというんですか、もう少し場所を絞りたいたいなど。そういう中で、前は2カ所という形で、波線を入れた場所を入れさせていただいたんですが、もう少し調査をした上で掘削調査をさせていただきたいという説明をいたしました。

梶山委員

掘削調査は2カ所だけなんですか。

上田室長 そのときの説明では2カ所ということでございますけれども、もう少し証言内容を県としても確認させていただいた上で、どういう形になるかはまたお諮りさせていただきたいと思います。

梶山委員 これは、廃棄物自体がかなり盛り上がっているところで、下が深いところですよ。下まで30mぐらいあるんですか。

上田室長 30mぐらいあると思います。ちょっと私、今持っていないんですけど。

梶山委員 下まで調査するというご趣旨とあっていいんですか。

上田室長 それで、今日は資料4でRD最終処分場の……

山仲部長 琵琶湖環境部長の山仲です。

今、梶山先生がご質問いただいているのは追加調査のことですね。それと、一番最初にご質問いただいたこの会の役割、最終的なものは何かというのは、今さら申し上げなくてもご承知いただいていると思うんですけども、報告書をいただくこと。報告書というのは、実施計画をつくるに当たって、実質その内容に該当するものだということです。報告書をいただくためには、まず現場を押さえないといけないし、対策のあり方と。対策のあり方については、何を対策するかということ、これも恐らく共通理解かと思うんですが、生活環境保全上の支障を除去するための対策ということですから、生活環境保全上の支障が何かというのを定めようという前提で追加調査をしようというふうになっております。まず、そこまでがいいのかどうかという議論もあると思います。今おっしゃったように、あそこに何が存在するのかを確かめようというのは1つ目標としてはあり得ますけれども、少なくとも過去4回は生活環境保全上の支障を特定しようということで始まっていると思います。ですから、そういう流れです。

それともう1つ、委員会でご提案をいただくということになっていますから、そのための事務局という位置づけなので、むしろ委員会の方でこうだということの中で動いてきているということで、ご提案は当然していただいて構わないと。それは、双方で委員の中でご議論いただいたら結構かと思いません。

梶山委員 ありがとうございます。私が申し上げたいのは、生活環境の支障というのを前提にして、今日は工法についてもある程度リストアップされているわけですが、生活環境保全上の支障のもとになるような未調査地域がまだ膨大に残っているのではないかと。それで、この間も話が出たように、今ちょっと申し上げましたが、ドラム缶だとか高アルカリだとか、それから多分焼却灰も - - 焼却灰については、直接飛散するもの以外に、埋め立てられているものが必ずあると私は思っていますが、それから廃油とか、そういうものについて、一番広い地域の未調査区域があって、しかも深さも深いと。その部分をほうっておいて、こういう提案をしても、結局最後はまたフィードバックしなければいけないんじゃないかと。だから、その辺はもうちょっと詰めて、もちろん対策に緊急性というのはありますから、その辺の配慮は必要ですけども、そこはすっ飛ばして進んでいるような気がするので、先ほど申し上げ

げたわけです。

それから、後のご説明についてもあるんですが、それはまた後でお話ししたいと思います。

早川委員

議論のもう少し前の話をしたいんですけども、11ページの左側に、生活環境保全上の支障除去の目標設定についてというふうにして5点挙げられていますけれども、私は特に と には反対です。

確認したいんですが、 は、汚染地下水拡散の防止ですか。それとも、地下水汚染の防止なんでしょうか。これだと、汚染していても拡散しなければいいという考えのように読めます。後の対策を見ますと、そういうわけではなくて、汚染そのものを防ごうという意図もあるように感じますが、我々の生活保全上の支障あるいは支障のおそれというのは、汚染があればおそれがあるわけですから、拡散防止ではなくて汚染防止にしていきたい。

同じように、 は、硫化水素等ガス拡散防止ではなくて、硫化水素等ガス発生防止にしていきたい。発生はしていても拡散しなければいいというような中途半端な目標設定はやめていただきたいというのが私の意見です。

岡村委員

事務局、この点は何かご意見ありますか。特にそういう表現が意図されたかどうかということですが。

長

上田室長

前回の対策委員会だったと思うんですけども、生活環境保全上の支障ということの法的な説明をさせていただいて、人の生活に密接なかわりのある動植物云々というところがあったと思います。そういうものとかかわりがあるものについては支障だ、その除去をするということでございますので、例えば中であっても外に影響されないものは、生活環境上の支障のおそれと見込めるかどうかというのは……。

前回、生活環境保全上の支障ということで、環境省告示第104号の条文を引用させていただきました。そのときに、「不適正な処分は、公共の水域及び地下水の汚染、産業廃棄物の飛散流出等、地域の生活環境の保全上の支障を生じさせているばかりでなく」ということと、「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態」をいうというふうな案文を抜き出ささせていただきました。その中でこういう整理をしているものでございます。

早川委員

説明になっていません。最初の1ページのガスのところだと、硫化水素等ガスの発生による支障のおそれと、発生になっているんです。ところが、後ろの方では拡散に変えられる。これはおかしいんじゃないですか。それから、地下水も、後ろの方は除去の話で、地下水汚染を防止するために廃棄物の除去の話が出ているのに、拡散防止という目標がここで掲げられるというのは矛盾していませんか。はっきり汚染の防止、発生の防止をうたうべきだと思います。

岡村委員
長

難しい問題ですけれども、私は専門家でないのでよくわからないんですが、地下水については、既に汚染している以上は、汚染防止というふうにしても仕方がないのではないかという気がするんですけれども、それに対して、硫化水素等ガスの方は、確かにおっしゃるとおり、拡散防止より発生防止という方が端的ですよ。

早川委員
岡村委員
長

地下水に関しても、今後の汚染の防止ということは十分あり得る。

でも、既に汚染してしまっている以上、汚染防止というふうに書いていけるのかどうか。細かい表現の問題ですけれども。

梶山委員

地下水のデータを一通り見させていただいたんですが、一言で言うと、私は随分あちこちの地下水のデータを見ていますが、非常にひどい汚染だと思っています。それと、流速が大変速いですよね。県のデータを信用すれば、1日に1.45m、単純計算すると年間530mと。そうすると、通常の地下水に比べると異常に速い。そういう意味で言いますと、現に汚染されている問題と、下流域に急速に広がっていく可能性のある汚染の拡散と、これは両方考えなければいけないわけで、多分下流域について防止ということをおっしゃっているんだと思います。それから、現況汚れている部分について少しでも改善する、それに基準設定を考えるべきだろう、目標基準を定めるべきだという趣旨だと思います。

その意味で言いますと、先ほどから遮水壁の問題も出ていますけれども、涵養域の上流をとめるのか下流をとめるのかで大きな違いがあるわけで、下流域をとめる場合には、浸透水が仮に減ったとしても、上部の涵養域から地下水が相当の量が入ってきているわけですから、まだこの量的な解析はやっていないみたいですけれども、上流域から入ってきて逸水する地下水をどうするかという問題を同時にやらなくてはいけない。あるいは、バリア井戸とか取水井みたいなものも考えなければいけない。例えば、単純に遮水壁一つとっても、どこをとめるのか、どの深度までやるのかという問題は当然あると思うんですが、多分その辺はまだ全然踏み込んでいない。汚染の防止というのは、あくまでも下流域への拡散の防止という趣旨にとるべきだと思うんですが、既にRDが動き出してから28年目ですか、1979年ですから。そうすると、理屈だけで言うと、ずっとはるか遠くまで汚染が及んでいる可能性がある。その辺は、少しでもそういうものを把握されているのかどうか。下流域へのどのくらい広がっているかがまず把握されないと、どこからが防止なのか、どこからがこれからの浄化目標なのかということが言えないのではないかと思います。

岡村委員
長
當座委員

例えば、の方ですけれども、「地下水汚染・汚染拡散防止」というふうなのではダメですか。

私もそれでいいと思うんです。地下水汚染の防止ということと地下水汚染が拡散していくという部分と2つあると思うので、それはそういうふうに挙げていただきたいと思いますし、その前の部分に戻って、生活環境保全上の支障の整理というところにもかかわってくると思うんですけれども、地下水

のところ、地下水汚染の拡散による支障のおそれという整理の仕方をされているんですけども、ここはやっぱり地下水汚染による支障というか、井戸水が飲用に使用できていないということで、おそれじゃなくて、支障が生じているということがあると思うんです。それプラス、拡散による支障のおそれという形で、地下水に関しては、ここできちっと2つ挙げていただく必要があるんじゃないかと思います。

池田委員

非常にストレスがたまるのは、前回の対策委員会で追加調査についてある程度議論したと思うんですけども、それから今日までの間に専門部会というのが開催されたんでしょうか。そうであれば、その中で、前回議論した追加調査についてはどのような結論になったのかということ、まず傍聴していらっしゃる方、もちろん専門委員の方もいらっしゃるわけですけども、少し解説していただきたいと思います。支障除去の対策とか工法の話は、汚染の全体像なり実態がまだつかめていない中で、先走ってやっているような部分があるわけですから、厳密に分けて考えていく必要があると思うんです。今わかっている汚染の状況から、今すぐに提案できる、あるいは検討できる対策とか工法はこういうことだけでも、わからないものが非常に大きいわけですから、それを踏まえないで全体の工法とか対策を今議論するということはどうなのかと思うんですけども、その辺は皆さんいかがでしょうか。

島田(幸)委員

今の池田委員のご発言とちょっと関連しますので、述べさせていただきます。

前々回、私が出席いたしましたときに、追加調査の技術的な細かい話がたくさんご説明があって、やや技術論に走り過ぎているので、どういう対策があり得るのか、そのためにどういう調査が必要なのか、その全体像を示してくださいというお願いをした経緯があります。今回、1ページ目、2ページ目にそういう資料が出てきて、私自身は頭の中が比較的整理できたかなと思っているんですが、ある程度法律に基づく原状回復措置というものの、それに対する予算というものも念頭に置きながら進めていくには、両にらみで議論を進めていく方がいいんじゃないかと私は思っております。

それに加えてコメントが1つ2つありまして、他県さんで起こった事例の分析が9、10ページにあるんですけども、ここにどのような費用が発生して - - この費用というのは初期投資とランニングコストがあるんでしょうが、それとその負担方法、そういった情報も加えていただいた上で、そういう方法がどういう合理性で選ばれたのか。国の指針では合理的な方法をといなさいと言っているんですけども、それは各地でいろんな議論、ここと同じような議論を重ねて、それが一番合理的だと判断したとしか考えられないんですが、せっかく幾つかの事例がたまってきているので、今回と類似の事例もあるかもしれませんし、そういった合理的な判断がどういうふうなことで下されたのかということも今後議論していったらいいんじゃないかと思いました。

最後の1点は、11ページの真ん中からちょっと下に4) 経済性ということこ

るがあるんですが、1行目に「可能な限り低コストであることが望ましい」とあります。言いたいことがわかるような気もするんですが、非常に誤解を招くのではないかと思います。修正をした方がいいかと思えます。すなわち、もちろん予算には制約があるわけですが、まだ全体像がわかっていないとは言いつつ、非常にリスクが高いと懸念される支障があるわけですから、そういったものから順次、その目標設定を見ながら、それが達成されて、かつ費用対効果の高い方法で除去していくというような基本的な考え方をここに盛り込む。そのときの費用というのは、初期コストだけではなくて長期的なコスト、場合によってはモニタリング、それから行政的なコストも含まれるのではないかと思います。そういった観点からも評価すべきだと考えておりますので、よろしくご検討ください。

岡村委員
長

今の最後の点は、4) 経済性がこの表現ではよろしくないということですが、例えばご提案としてはどういうふうになりますか。

島田(幸)
委員

「非常にリスクが高いと懸念される支障から順次左記目標を達成し、かつ費用対効果の高い方法で除去することを基本的な考え方とする」ぐらいがよろしいかと思えます。さらに言えば、その際の費用というのは、初期コストだけではなくて、長期的な維持管理、それから行政が行う事業に伴うコストも含まれるべきと考えております。

岡村委員
長

そうすると、表題名はどうなりますか。経済性というのは、一言で言いますと。

島田(幸)
委員

広い意味では経済性でいいかと思えます。

岡村委員
長

じゃあ、項目はこういう項目で、中身についてはそういうふうな理解ということではよろしいでしょうか。

島田(幸)
委員

はい。

岡村委員
長

先ほどのところに戻りますけれども、11 ページは、対策の基本的な考え方を示すところだと思うんですけど、さっき1番目の汚染地下水拡散防止という点についてはご意見が出まして、私もここは「地下水汚染・汚染拡散防止」というふうにした方がいいのではないかと。したがって、中身も、この場合下のところを変えていただく必要があるだろうと思えます。

それから4番目は、おっしゃったとおり、拡散防止ではなくて、硫化水素等ガス発生防止というふうに、中身もある意味ではそう書かれているわけですので、そういうふうに変更した方がいいのではないかと。思うんですけども、このあたりは事務局は何かご意見ございますか。

山仲部長

恐らくこれは、今の廃棄物処分場の区域内外、いわゆるエリアをどうするかだと思うんです。ですから、これもご議論いただいたらいいんですけども、処分場の中で一切ガスが発生しないようにするという意味でいくのか、処分場だから発生はするけれども、域外に影響がないのか、2つの考え方を言っているわけで、その議論がされていると。思っていたんですが、恐らく

抜けているわけです。サイト内とサイト外の考え方がごっちゃになっているわけですよ。地下水についても恐らく一緒です。だから、ここはご議論いただいたらいいと思いますが、それについては、先ほど島田先生に言ってもらったように、法に基づいて代執行して、その経費をどうするか。そして、優先性の問題等も全部絡んできますから、ここで結論が出るかどうかなんですが、事務局案は、サイト内よりは、まずサイトの外への生活環境保全上の支障は徹底的に防ぎますということで、ここにはそういう意味で書いています。地下水についても、サイト内の地下水まで含めるのか。もちろん地下水ですから連動しているわけですが、そこはご検討いただいた上でご提案をいただきたいと思っています。

岡村委員
長

しかし、基本的な考え方とすれば、硫化水素は当然発生しない方がいいわけですから、発生防止というのを基本的な目標に掲げる方がいいのではないかと思うんです。

今日開会に当たって、私は事務局とは何の打ち合わせもしておりませんので、そもそもこういうことを私が事務局に聞いていいのかどうかよくわかりませんが、今のこの議題は、最終の今日到達すべきというふうに事務局が考えておられる点はどういう点なんですか。すなわち、私たちはどこまで行かなければいけないかという問題です。

上田室長

これは、他府県の事例の中で、支障除去の目標設定をしておられます、基本方針をつくっておられますという中で、RDについても、こういうふうなことに目標設定をしていく必要がありますということのご説明にとめておきたいと思っております。あと、例えば目標値はどうするかというのは、またその次以降の話で議論をしていただきたいと思っております。

岡村委員
長

ということは、今日の審議対象はどこまでということになりますか。

上田室長

資料の1ページの中で、今後こういう形で検討していただいたらどうかという説明をさせていただいた中で、まずいろんな幅広い工法の説明をさせていただいて、他府県では、生活環境保全上の支障を整理した上で、対応方針、対応策を定めておられると。RDにつきましても、その対応策を検討するための支障除去の目標設定、それから考慮する事項等について、こういうものが必要ですという説明をしたいと思っています。

當座委員

今話し合われている生活環境保全上の支障除去の目標設定にしてもそうなんですけれども、支障ということに関しても、あくまで現時点でわかっていることに関しての話し合いを進めているわけなので、この目標設定に関しても、今の段階はそうだけれども、もう少し追加調査しているんなことがわかってきたら変わってくるわけで、とりあえず今説明していただいて、目標設定をどうしようかというお話の中でいろんな意見が出てきて、これは委員会の見解として、今の硫化水素等ガス発生防止という形でおいておけばいいんじゃないかと思うんです。それを事務局がオーケーしなかったら次へ進めないということじゃないと思うので、そこはこの中で議論して行って、委員会

としてどういう考え方を持って最終県の方に提言するかということなので、必ずしも全部オーケーがもらえなかったら前に進めないということじゃないと思うので、そこら辺はこの委員会の中でみんなが意見を出し合って、それこそ一つのものをつくり上げていければいいんじゃないかと思います。

山仲部長 当然そうですよ。さっきも言いましたように、私たちはオーケーするつもりは全くございませんから、ただ課題の整理だけです。

梶山委員 ただ、前回からの継続というのが1つありますよね。それが、先ほど池田さんのおっしゃった全容解明をどう進めるのかと。並行して緊急的なものは手をつけるということは当然あっていいと思うんですが、私自身の考えでは、前回から継続している議題である全容解明について、専門部会でどういう議論がされて、今後どういう方針なのかということをもっとお聞きしたい。

もう1つは、それを待たずに緊急にやらなければいけないことについて順位をつけるべきだろう。例えば、先ほどちょっとお話ししましたが、地下水の汚染は急速に拡大している可能性があるんだったら、緊急にまずそれをやった上で、さらにその対策工事を考えるというのが普通のやり方です。つまり、緊急対策をやった後で、その後の恒久対策をやらないと、例えば恒久対策に5年、10年かけている間に確実に汚染が広がっていくということで、まず緊急にやらなければいけない課題があったら、それは全容解明を待たずに取りかからなければいけないこともあるわけで、そういう順位づけと、具体的に全容解明の問題と緊急対策の問題の二本立てで考えていくべきではないかと思います。緊急対策のものについては、私自身に考えがありますので、次回にラフなものでも提案したいと思っていますが、そういう二本立て的な考え方で進めていくべきかなと思っています。

島田（幸）委員 制度的な事実関係の確認なんですけれども、特措法で、処分場サイトの外の広範な地下水汚染の原状復帰は、対象事業として認定されるものなんじゃないか。

上田室長 処分場から生活環境上の支障があれば、それを防止するというので、そこから下流域何百mまでとか、そういうのは恐らく対象にならないと思います。処分場の部分について対策を講じていくということになると思っています。

岡村委員長 委員長としてもう一度お伺いしますけれども、現在の議題について、私たちの意見が今求められているのはどこの点までですか。

上田室長 資料の1ページの中で、今後、支障除去対策各論を比較しながら、追加調査の結果を待って、最終的に生活環境保全上の支障の整理をしていただいて、対策の基本方針をつくっていただいて、支障除去の目標設定をしていただいて、そして比較検討していただくというこの手順についてご了承いただきたいという思いでこの資料をつくらせていただいております。そういうことから言いまして、対策の基本方針というのは他府県ではこういうものがございまして、対策の一般的な工法はこういうものがございましてということで、今日皆様にお示しさせていただいたものでございます。

岡村委員
長

手順だけでいいんですか。

上田室長

基本は手順だけでございます。ただ、この中には幅広い知識の方もございますので、例えば具体的な対策工でこういうものもほかにあるよということをおっしゃっていただければ、またそれも載せていきたいとは思っております。

岡村委員
長

じゃあ、我々が主として検討すべき場所はどこなんですか。

上田室長

1 ページの手順、支障除去対策の方向性の検討の今後の流れでございます。これについてご了承いただけるとありがたい。その中で、私どもが今、一般的な支障除去対策工法と他府県の事例と R D 処分場の対応策検討のための考え方というものを outsourcing させていただいて、そしてこの手順でやっていきたいと。R D 処分場の対応策検討のための考え方の資料については、先ほどの 11 ページでございますけれども、そういう中で意見をいただいたものをまた整理させていただきたいと思っております。

岡村委員
長

じゃあ、具体的な工法とか、そこまでは別に立ち入る必要はないわけですね、今日は。

上田室長

はい。

池田委員

他府県の事例も参考に出されているので、1 つ申し上げたいのは、他府県の事例の物理的な、どういうエリアでどういう質の汚染がどういうふうにあったということとともに、それぞれの事例は、みんな裁判になったり、どうしてそういうことになったかという社会的、道義的責任関係が追及される中でいろんなことが起きてきているわけで、ここでもその検証委員会というのが開催されていると思うんです。そちらの方の議論の内容とかそういうものも踏まえながら、特措法ではサイトの中しかやらないけれども、じゃあそれでいいのかというと、そうではないです。ここまでこの問題が放置された背景にはどういうことがあったから、どこまでどういうふうになれの責任で手当てをしなければいけないかということも当然議論の範囲に入と思うので、この委員会のほかで検討されている内容というのを逐次ご報告いただかないと、ここに事務局の方からご提案というか出されてくるものだけでは、なかなか判断が難しいのではないのでしょうか。

これはあくまで資料なので、ここに書かれている文言をどうすればいいとかいう話は今はないと思うんです。これがこの委員会の報告書案であれば、もちろん一字一句、文言まで言う必要があると思いますけれども、今はこれについて議論していることを議事録にきちっととどめて、次の議論なり報告書づくりにそれが反映されればいいということなので、さっき島田先生が大変きれいな代替案の文言をお示しくださいましたけれども、そこを今やる必要はないのではないかと思います。

梶山委員

この委員会で今日どこまでやるかというのは、委員会が決めることだと思うんです。事務局の希望というのはあるかもしれませんが。

今の他府県の話で、このうちの1件は、私がずっと裁判で代理人を務めた事件なんです、一つ一つ実に事情が違う。例えば、遮水壁一つ打つにしても、下の地面の構造がまるっきり違う。深さも違う。水圧が高ければ、例えば鋼矢板ではじゃぶじゃぶ漏ってしまう。これは実際にあるわけですけども、じゃぶじゃぶ漏ってしまう。ですから、本当にその検討した委員会と同じくらい深く踏み込めば別ですけども、余り細かくやると、1つ検討するだけでも膨大な時間がかかる。ですから、むしろ私としては積算資料的に、例えば鋼矢板を何m打ち込んで、横幅何m打ち込んで、ダブルにするとどれくらいかかるという単価的なものがあるでしょう。そういうものはぜひ出していただきたいと思っておりますが、一つ一つの事例の状況に応じて、その前提となっている状況を全部理解しないと、どうしてこれを選ばざるを得なかったかということは理解できるはずがないと僕は思っているんです。ですから、方向性を考えるにもそれがまず大事だと思っています。

ついでに申し上げておきますと、対策工法について、いろいろ効果というのを、x、みたいな形で書いていらっしやいますよね。こういう教科書的な話は確かにないよりはましなんです、実際には、がついていても現場では全然役に立たないという技術もいっぱいあるわけで、そういう意味で言うと、余り単純に、x、をつけてほしくない。あくまでも参考ですよということですから、余りとがめ立てをするほどのことでもないと思いますが、それよりも、前回の続きをまず終わらせてからこういう話をしていただいた方が順序としてはいいのではないかと。つまり、追加調査についてどういう話になったのか。

横山委員 追加調査はどこまでできているかという経過を報告されたらどうですか。できていないなら、できていないということで。

梶山委員 それと、ここでいろいろ出たことが専門部会でどういう議論をされて、どういう結論になって、どういう調査をされる予定になっているのか。あるいは、実際にしたこと.....。

上田室長 資料3、廃棄物状況調査および地下水調査等についてということで資料を用意させていただいております。それをまず説明させていただいてよろしいですか。

岡村委員 そうしてください。

長 右肩に資料番号の入っていないものです。表紙に3．廃棄物状況調査および地下水調査等（追加調査）についてと書かれている。

上田室長 申し訳ございません。第3回及び第4回対策委員会における検討事項ということで、資料2がございます。これは、第3回及び第4回の対策委員会で検討事項とされたことについて、専門部会でご検討いただいた内容を整理したものでございますので、資料2から説明をさせていただきます。

卯田 それでは、資料2の方から説明させていただきます。

第3回及び第4回対策委員会でご意見等をいただきまして、前回の専門部会でご検討いただいたものが資料2でございます。ご検討いただいた内容に

(2)
第3回お
よび第4

回対策委員
会における
検討事項に
ついて

については6点ございまして、その中で、専門部会でご検討いただいて結果が出たもの、専門部会の方でまとめていただいたものが5件ございます。

まず、前回から問題となっておりました含有量分析、この名称等につきましては、本来の含有量分析でないということについては従来からご検討いただいておりました、専門部会の方でも、これらについては全含有量ではないということは誤解のないように説明するという事等を留意点として挙げていただいているところでございます。

それでは、1ページ目、第3回専門部会意見ということで説明をさせていただきます。

前回、たんぱく質と結合した重金属等の分解については、胃酸での分解だけではなくて、小腸での分解も進むので、それらについてはあわせて分析方法を検討していただきたいというご意見をいただいております。

この中でも、専門部会でご意見いただいたところについては、1ページの右側の方でございます。たんぱく質と結合したものについては、土壌汚染対策法の基準制定の際に十分検討されているものでございまして、含有量試験 - - ここでは環境省告示の1規定の塩酸抽出法をいいますが、この場合、胃酸による重金属の溶出だけでなく小腸での胆汁等の分解によるものも合わせた量より、胃酸の方はおおむねpHが1～2、また人によっては4という場合もございますけれども、1規定の塩酸におきましては、これらの溶出量が、胃酸による抽出及び胆汁等による抽出量を含めましても、抽出量が多いことが確認されているという説明もあり、吸収量としては、溶出量と吸収率を本来ならば考慮するものでございますが、含有量基準におきましては、告示19号の分析法によりますけれども、吸収率を100%として、抽出量をそのまま評価しておりますので、より安全側で健康リスクを評価されるものということでご意見をいただいております。

また、分析方法につきまして、含有量分析法は、名称があくまでも含有量になっておりますけれども、1規定の塩酸で振るといのは重金属の場合についてのみでございまして、これらの方法でしているということについて了解をいただいております。また、廃棄物の有害性をはかる溶出試験方法につきましては、酸性雨の影響の考慮等も問題になってくるわけでございますが、単に抽出溶媒のpHから判断するのではなく、廃棄物の埋め立て環境等からも十分考える必要がある。したがって、分析結果 - - 今回行う1規定の塩酸で振る抽出量の結果を見まして、必要に応じて他のEPA等々の方法での実施を検討するという事でご意見をいただいております。

また、含有量試験につきまして、前回の対策委員会の中では、溶出量基準を超過したものについて実施するという事にしてございましたけれども、PCBの方で、PCBは溶出されないが、微量に含有されるという結果がございました。PCBにつきましても同様に、溶出したものについては含有量分析もするという事にしてございましたけれども、より安全側で確認するという方針から、PCBについても含有量分析も溶出量分析と並行して行うとい

うことを提案させていただいております。これを了承されまして、分析項目につきましては、鉛、ダイオキシン類は従来どおり全試料について分析させていただき予定をしておりましたけれども、新たにPCBも追加いたしました。従来から溶出したものについては含有量分析をするということにしていた重金属類、カドミウム、総水銀、ヒ素、フッ素、ホウ素も、すべての試料で、溶出試験とあわせて含有分析 - - これは塩酸抽出法になりますが、この方法で実施するというご意見をいただいております。

以上がまず1点目の含有分析についての専門部会での結果でございます。

梶山委員

専門部会でこういう意見が出たというのはわかったんですが、簡単に言うと、事実と違うと僕は思っています。一例を挙げますと、たんぱく質と結合した重金属等の分解は、土対法で十分検討されていると。十分検討されていないです。僕自身、これは自分で実験をやったことがあるんですが、例えば銅とか水銀というのは、たんぱく質と結合して、塩酸だけではほとんど出てきません。だけど、ペプシンを入れて酵素分解するときれいに外れてきます。そういう意味で言うと、全然条件が違うということで、そんなに十分検討されているはずはないと、これは確信を持って言えます。ですから、専門部会が間違っていたら間違っていたで構わないんですけども、一つの考え方として、専門部会でこう言ったことは全部ここでのまなければいけないのか、改めてここで議論する場があり得るのかということをお聞きしたいと思っています。

早川委員

専門部会と対策委員会のキャッチボールをしていたら先に進まないわけで、どちらが主でどちらが従かということ、対策委員会だと思えます。専門部会は原案を出してもいいですが、決定はこの対策委員会の方針のままで進むべきだと私は思います。

岡村委員
長

当然、専門部会はこの対策委員会に附属しているところですので、こちらが本体でありますから、こちらが最終的に決定すべき事項があれば決定すべきなんでしょうけれども、我々は必ずしも専門家ではありませんので、専門部会の意見を一定程度当然に尊重にしなければいけないだろうと思います。

當座委員

含有量分析についてなんですけれども、今説明させていただいて、何のために分析するのかという部分で、以前いただいた資料の特定支障除去等事業の実施に関する事項という中に、「特定産業廃棄物のうち、有害産業廃棄物とその他の産業廃棄物の区分については、次により行うことを基本とする。また、これにより難しい場合であっても、有害産業廃棄物が含まれる範囲が全て明らかになるように調査を行うものとする」というふうにあって、何が有害産業廃棄物なのか、それ以外のものはどういうふう調べたらいいのかということだと思えますけれども、今おっしゃっている分析の仕方というのは土対法での分析に関してなので、有害産業廃棄物が見つければ、遮断型に入れるものということですね。それ以外の廃棄物であれば管理型の処分場で、安定型の処分場は、RD処分場の場合は4品目ということなので、検定基準というか、判定基準というものがあると思いますし、それに基づいた廃棄物の分

卯田

析の仕方というのはあると思いますので、それにのっとってしていただくのが私はいいと思います。土対法の分析の仕方じゃなくて。

今のご発言の内容についてお答えしたいと思います。

廃棄物につきましては、溶出試験、これは環境省の告示の13号によりまして、有害性があるかどうか、以前から言われております有害性の判定基準で溶出試験をします。これによりまして、有害物がある一定以上溶出するものについては有害産業廃棄物、今までの言葉を使いますと遮断型に投入するような廃棄物という形になります。

あわせまして、今後対策工を行っていく間で除去等もございますので、これらが巻き上がるという可能性もございますので、安全側のサイドに立ちまして、これらのものに含まれております重金属とかダイオキシン類及びPCB等の影響がないかどうかを確認するのも含めまして、重金属につきましては土対法による含有量試験を行う。また、PCBにつきましては底質調査法、ダイオキシン類につきましては告示の13号に方法が載っておりますので、その方法で含有試験をやるということになっております。

梶山委員

當座さんのご意見は、法令に載っている方法で、それをあわせてやればいいじゃないかということだと思んですが、法令による方法は、もちろん適切なものもありますが、非常に不適切なものが現実にある。溶出試験なんかはまさに典型的なもので、弱酸性で溶出するということになってはいますが、実際にはバッファリングしていないために、アルカリ鉱物なんかはまざってくると、現実にはアルカリ性で溶出している。それでも、酸性溶出法として記録される。先進国の中では日本だけ独自に、どの方法と比べても低い値が出る、国際的にも悪名が高い方法である。そういう意味で言うと、常に法令による方法でやればいいじゃないかという考え方は、私は賛成できない。明らかになりリスクを見逃す危険が非常に大きいと思っています。

當座委員

含有分析に関しては、先生はこの方法でいいというふうに思っておられないというお話だったと思うんですけども、具体的にどういう方法ですれば……。私たち住民とすれば、あそこの処分場に何があるのか、実態を解明してほしいということやずっと当初から県の方に言ってきて、先ほども言ってくださっていましたが、その実態を解明するために分析をしていただくという中で、私も別に法律にこだわらないんですけども、あくまで処分場は土対法の対象にはならないということが記載されている中で、あえてここで土対法の分析の仕方を含む含有分析に関して持ってこられているということに関して、本当にそれで実態がわかるのかどうかということやすごく心配しているというか、やっぱり実態がわかるような調査をしていただきたいんです。だから、具体的に含有分析に関してはこういう方法がいいよということがあれば教えていただきたいなと思うんですけども。

梶山委員

それは具体的に幾らでも提案できます。いろんなところで私は提案しています。今ここで話ししてもいいんですけども、一番慎重にやるのならば、オランダのTA法 - - トータルアベイラビリティです。それに準ずるアメリカ

のEPAが使っている方法もあります。これは、物によるんですけれども、普通の場合、TA法よりは少し低くなります。

それで、ここに現実の廃棄物の埋め立て環境から考えるべきだとありますけれども、埋め立て環境というのが実際わかっているかということ、実はわかっていないはずで、金属によってはアルカリの方が出てくるものもあるわけです。そうすると、確かに酸のところもあるようですし、強アルカリのところもあるようですし、それが条件によって、さらに40とか30とか温度によっても溶出が違ってくる。そうすると、埋め立て環境等から考えるべきだというのは一般論としては正しいんですが、それ自体がほとんどブラックボックスであれば、できるだけ慎重な方法をとるべきだということです。

池田委員

私も大体梶山先生と似た意見なんですけれども、土対法とか告示13号の溶出なんかをやっても、ほとんど出ないと思うんです。それで出た上で含有と言われると、ほとんど何もひっかからないのではないかとということが懸念されるというのが1つです。それは分析法上の問題です。

もう1つは、有機物を含む埋立廃棄物土というようなものであれば、なおさら塩酸だけでは抽出は難しいのではないかと。王水を使うとか硝酸を加えるとかいろんな方法で、一番実態がわかるような方法というのは幾らでも提案できるわけですから、そういうのを最初からやらないと、分析に出たら次というようなことでは時間がかかってしまって、もったいないという気がします。

岡村委員
長
卯田

このあたり、事務局の方はいかがですか。

ご意見の方でございますが、王水で分解するということになると、鉱物中に含まれる、例えば珪酸塩に含まれているような重金属まで溶出してくるという場合もございます。そうしますと、過大な評価でございますので、今回言っておりますのは、告示13号の溶出試験とあわせて、告示19号による土対法の塩酸抽出法で重金属もやるということでございます。

底質調査法のような王水で分解するという方法も1つあると思いますが、それらによりますと、なかなかほかの情報と比較ができないということもございます。塩酸抽出法によりますと、それぞれの地域の情報とか、塩酸による抽出量の重金属はそれぞれ評価されているという情報はたくさんございます。それらと比較することによって、問題があるかどうかということについて評価する。また、健康被害、先ほど先生もおっしゃっていただきました銅等についてはたんぱくと結合するという話もございます。ただし、今回は銅の方は分析させていただかないということもございます。

つきましては、まずはオーソライズされている土対法の塩酸抽出によりまして、対策工を今後にらんだ際には、重金属が飛散した場合等々についての健康リスク等も考慮するためにやるということになっております。主目的は、告示13号によりまして、それが有害廃棄物であるかどうかということをもまず確認したいということにあります。

- 早川委員 専門委員の方と議論しないと話がわからない。専門委員の方がこれでいいというふうに言うんだったら、そういうことを主張されて、梶山先生や池田先生と議論してもらわないと、我々としてはすごくわかりにくいんです。
- 極めて素人考えで申し上げますと、このRD処分場というのは、もともと栗東市の計画で健康運動公園になるところだったんです。健康運動公園になって、そこで転んだり犬の散歩をしたりしても大丈夫な状況なのかどうかというところを私は知りたいわけです。それにはどっちが適切なのかということをお教えください。
- 岡村委員長 専門部会の委員の先生で、もしご意見を述べていただける方がございましたら。
- 樋口委員 専門部会の考え方は、今事務局の方からも説明があったと思いますけれども、基本的には告示13号、それから土対法でやっていこうということで、全溶出というか、王水を使った溶出、含有量試験という形もあるかと思いますが、それが出てきたときの評価方法が、現時点では、ほかのものも溶出してくるということもありまして、ここのRDの結果の適切な評価ができないのではないかとということで、まずはこの方法でやってみて、異常値が出たときに、先ほど来お話のあります含有量試験をやろうという議論だったと思います。
- 早川委員 今の説明では、これまでの議論を全然踏まえていないわけで、それではだめだと梶山先生がおっしゃったので、それに対してどういうふうに答えるのかということをお答えください。
- 樋口委員 確かに、埋め立ての環境とかそういったものは、それぞれのサイトによっても違いますし、今回の調査が進んでいない中で、埋立地の中の深度とか分布によっても違うという形になりますので、これを考慮しながら分析するというのは難しい部分があると思います。ただ、最初から全量分析をかけることによって、その結果が出たときの評価の方法が非常に難しいというのが我々の見解になるわけです。ですから、評価の方法等を提示していただいて、妥当ということであれば、我々もそれについては賛成したいと考えておりますけれども、我々の議論の中では、その評価方法について、適切な評価の方法が見つからなかったということです。
- 梶山委員 評価の方法というお話が今出ましたけれども、要するに環境中で動き出すリスクがあるかどうかを調べるのが含有試験の目的ですね。含有試験の本来の意味というのはどこにあるかというと、濃厚な重金属がそこにあっても、環境中で動かなければリスクはないものではないかと、基本的にそういう考えでやっているわけです。だから、環境中で動くかどうかの一つのシミュレーションのモデルとして含有試験の方法があるわけです。
- そうすると、その含有試験の方法が環境の条件とかけ離れたものであれば、むしろ何でこんな含有試験をやるのかということが問われなければいけない。考え方としては逆なんです。ですから、環境中で動くかどうかというのは、環境の中で、例えば今回のRD処分場でもpH4.4というのも出ていますし、

12とか11.6とかいうpHも出ているわけです。それから、地中の温度も高い。40を超えている。それから、長期間そこに放置されるということであれば、相当金属がはがれやすい条件を設定してテストすべきだろう。

そういう意味で言うと、アメリカ法にしてもオランダ法にしても、よりリスクを見つけやすい方法でやろうということでもって含有試験の方法を考えてきているわけです。これは、国際的にはそちらの方が主流なわけで、例えば藤沢でこういう事件がありましたけれども、含有試験に全部合格したスラグでもって道路の舗装敷をつくった。ところが、重金属がぞろぞろ出てきてしまって、スラグの使用をやめた。そういう事件はよくあるわけで、そうすると、これは環境で動くかどうかというテスト方法のシミュレーションモデルが間違えている。そういう例は、日本法ではいっぱい報告されているわけですから、むしろ国際的な主流、もっと検証を経た方法を使うべきではないか。実は、廃棄物学会でもそういうテーマは毎年のように取り上げられていまして、この含有試験と並行しながら、同時にアメリカ法やT A法を使って両方試験をやるということが現在ではかなり一般的に行われつつあるというのが私の理解です。

池田委員

評価方法の一つに、例えばアメリカのT C L Pであれば基準値は公表されているわけですね。それは、アメリカのE P Aが廃棄物として埋め立てたもののリスクを評価する基準というのを提示して、それに基づいて評価しているわけですから、そういうものを援用すればいいのであって、今回は、有害なものが含まれていて、それが漏れるかどうかということの実態を把握するためにやるわけですから、できるだけそういったものを効率的に有効に活用した調査というのを組み立てるのが本来の趣旨ではないかと思います。

私も、含有について言えば、含有試験を全含有と土対法の19号で比べた実験をやっていますが、仮にヒ素でいうと3倍違います。低いレベルでも高いレベルでも濃度が3倍違います。それを評価する上で、実際の処分場内のpHとかいろんな条件を考慮したときに、どちらを優先して分析を行うかというのはおのずとわかるのではないかと思います。

樋口委員

中の有害物が動く動かないという話でしたら、今おっしゃった方法も評価の方法としてあると思いますけれども、それでしたら、例えば繰り返し溶出試験をするとか、あるいはpHに合った繰り返し溶出試験を行うといった方法の方がより現実的かなという感じもするんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

梶山委員

繰り返し溶出というのは何ですか。

樋口委員

繰り返し溶出試験というのは、同じ条件で何度も、例えば5回ぐらいやるということです。

梶山委員

T A法は基本的に繰り返し溶出です。2つのpHでもって繰り返し溶出して、出なくなるまでやって、トータルで見るという方法です。

樋口委員

いわゆる全溶出というやり方ですか。

梶山委員

全溶出とは違いますけれども。

樋口委員
梶山委員
岡村委員
長
清水委員

可能溶出に近いということですね。

そうですね。

いかがでしょうか。ご議論を聞いていて、私は何が何だか全然理解できないんですけども。

専門部会の一人ですが、1つ明確にしたいのは、僕が聞き間違えているのかもしれないですけども、専門部会の意見としては、含有量試験はやる方向でいきますということを皆さんにまずおわかりいただきたい。前回までは、あるいは前々回なのかもしれませんが、溶出試験をやってみて、その上で危険なものに対しては含有量というお話があったかもしれませんが、今回は含有量試験も同時にやりますという理解でまずご理解いただきたい。そこがちょっと委員の方々によって理解が違うんじゃないかと今思ったので、まずそれを明確にしたいと思います。

もう1つは、今、含有量試験の方法だけが取りざたされていて、確かにいろんな方法でやると、それぞれの条件が違いますから、いろんな値が出てきて、時には大きく出たり小さく出たりしますが、僕はオランダの状況はよく知らないんですけど、アメリカだと何でそんなことをするかというと、日本は廃棄物埋立地内で廃棄物が分解していくということをおある程度想定しております。ただ、アメリカの廃棄物埋立地は、50年後にも捨てられた新聞が読めるという条件を前提にしていますから、前提条件がまず違うので、その辺も含めて理解していただきたい。

それで、1つ提案なんですけど、梶山先生は実に含有量試験とかにお詳しいようなので、できれば専門部会に入っていて、ご提案をしていただくと、今専門部会の中で持っていない知識が補充できて、よりよいものが出てくるんじゃないかと僕は思うんですけど。

梶山委員

実はその点でかなり根本的な疑問があるんですけど、専門部会で技術的なものを議論されて、ここに持ってくると。ここで議論されたものがまた専門部会に行くと。つまり、行ったり来たりやっているのは大変非効率なので、簡単に言うと、専門部会というものを独立させる意味があるのかどうか。技術的なものは一緒に全部ここでやってしまっ、それで進んだ方がはるかに効率的にいくのではないかと思うんですけど。

岡村委員
長

ただ、私個人の意見を申し上げれば、今申し上げたとおり、私は今展開されている議論が理解できないわけで、したがって、これを全体会議でやっても、それは余り意味がないと思うんです。時間のロスだけであって……。

梶山委員

それは、ここでわかる人だけで議論して……。結局、今でも同じことをやっているわけですから。

早川委員

栗東市の調査委員会ですと委員長をやってきた経験で申し上げますけれども、栗東市も最初は専門部会というのを別に分けてやりました。しかし、途中から、専門部会を別にする意味がないだろうというので一緒にしました。というのは、別に専門部会を開かなくても、事務局が詳しい先生方にちょっと話に行って、ある程度原案づくりをすることは十分可能なんです。専門

部会で決まったことが対策委員会の中で覆るということになると、また話が非常にややこしくなるんです。だから、1つに一元化した決定にした方が効率がいいんです。事務局は、そういう専門分析に詳しい先生方と原案づくりのときに少し打ち合わせをしていただければ十分だと思います。専門部会を別個につくる必要はないという意見に私は大賛成です。

岡村委員長

専門部会はもう既にできておりまして、今からつくるかどうかという問題ではありませんので……。

早川委員

もう機能させなければいいんです。

岡村委員長

どうでしょうね、それは。

山仲部長

専門部会を設けるか設けないかというよりは、この本体会議の運営の方法だと思いますので、ちょっとこれは今結論は……。だから、ここのご意向を聞かせていただいて、専門部会はここのご意向でつくっていただいているわけではないですから、私たち別途検討させていただきます。それと、岡村委員長に言ってもらったように、普通は細部にわたる専門的な議論をすべての人がするのは時間的に無駄なので、専門的などという意図なんです、それがうまく機能しないのであれば、今申し上げたようなことかなと思います。

もう1つは、そもそも論でいくと、これは冒頭に申し上げましたように、経営上もああいう状態の処分場になっていると。ですから、特措法を使って優先的な対応をまずやっていこうということで検討をお願いしているということで、今回も、先ほど樋口先生にも言っていたし、清水先生にも言っていたように、その制度を使おうということで、マストの調査方法はやろうということなので、それにかえて別の方法というよりは、副次的にやろうということだったら、これは可能かなと。ですから、やはり特措法をにらんでいるという前提で、いわゆる日本政府が認めているのを - - それを無視してほかをやろうというのは大いにあり得る検討だと思いますけれども、そういうルートからも上がってきたので、事務局の卯田の方も説明をさせていただいたということで、それはまたここでご議論いただいたら結構かと思えます。ですから、専門部会から上げていただいて私たちが整理したのは、そういう前提で、制度的なこともあって上がっているということでございます。

當座委員

含有分析に関しては、梶山先生が提案してくださったオランダのTA法ですか、それでしていただけたらいいなと、今のお話を聞かせてもらってそう思いました。

梶山委員

溶出試験です。

當座委員

溶出試験ですか。そうしたら、含有は。

梶山委員

含有は、実はこれは何段階もいろんなやり方があるわけで、例えば鉱物体まで全部壊してしまう方法、例えば王水を使って長時間加熱するという方法と、生物、例えば植物が摂取できるのはどこまでか、これはいろんな段階があるんです。ですから、どの方法がこの場合に適切かというのは別に検討し

- て、私の意見を述べたいと思います。
- 早川委員 今、部長から話が出て、そういうことだったのかと思ったんですけども、私は処分場の危険性を把握するという意味で調査するのかと思っていましたが、そうではなくて、特措法を発動させるための環境省に上げる条件づくりのためにこれをやるんですか。環境省は、このやり方でやらないと特措法は発動しませんよと言っているんですか。その辺、環境省の担当の方、教えてください。
- 山仲部長 そういうことではないですよ。特措法をにらんでいるのではなしに、まずは対策をしようと思っているんです。ただ、それをやるに当たっては、これは前回申し上げたと思うんですけども、今、措置命令をかけて、RDエンジニアリングという法人は機能していないわけですから、機能しないと。そうすると、代執行でやるわけですから、それは特措法を使おうということで、前提にしているということです。それと、それでないと環境省がだめだとか、そこまで言っていないけれども、通常日本で制度的にやられている対応策が妥当かどうかを判断してもらって上げているということです。それ以外の方法を否定しているわけではないんです。ですから、それにかえてやるのか、あわせてやるのかという議論をしていただいた方がいいのではないかなと。ですから、これにかえてやろうというご提案をさせていただいているのか、あわせてなのか、どちらかですね。
- 早川委員 コストを考えれば、かえてやった方が私はいいと思うんですが、あわせてやった方がいいというのは、恐らくそういう制度的なことなのかなというふうに理解するんですけども、制度的には問題ないんですか。そこを確認させてください。
- 上田室長 オブザーバーに財団から来ていただいていますので、猿田さんにちょっとアドバイスをいただきたいと思います。
- 猿田次長 私、産業廃棄物処理事業振興財団で適正処理推進部の次長をしています猿田といいますが、私どもはどういう役割かというのを先に話しておかないといけないんですが、特措法事業で支障除去を都道府県がやろうとした場合に、その技術的な審査をやりなさいという命令というか依頼が環境省から我々に来るんです。我々も、我々事務局と専門的な委員の先生方で、RDについて言えば、ここの処分場は今どういう状況で、どういう生活環境保全上の支障があって、それに対しての対策工が十分にされているか、それが確實であるかというのを審査する機関なんです。
- じゃあ、何を基準にこの処分場を評価するのかというと、先ほど言われましたように、廃棄物の溶出基準とかいろいろありますけれども、現行法令の中で決まっている数値目標といいますか、基準が決まっていますけれども、その基準に比べてどうなのかというのがまず考え方なんです。それによって環境も含めて整理をした上でどうなのかという話になってきますから、まず現行法の中の基準が満たされているのか満たされていないのかというところがあるので、これは必須要件になります。必ずやっていただかなければなら

ないこととなります。ですから、そこはまずご理解をいただきたい。方法がいいとか悪いとかではなくて、評価基準としてそれがあって、それは必ずやってください。

今、先生方がいろいろ議論していただいていますけれども、そういう方法が本当に必要なかどうかというのはこの委員会で考えていただかないと、それを評価軸にするかしないかということが実際はできないものですから、現行法の評価軸があるもので評価をさせてもらっている関係で、現行法の基準があるものに対して必ずやってくださいというふうにお願いをしております。

早川委員

ということは、先ほど私が言ったように、コストを考えれば、それに取ってかわった形でやりたいというふうに考えましたけれども、それは余りよくない方法ということになりますね。要するに、ダブルでやるならやるという選択肢が……

猿田次長

そういう選択肢になると思います。

早川委員

だから、国内法に基づいたやり方をやるか、2つのやり方をとるかということですね。それはここで議論することになるだろうと思いますが。

梶山委員

猿田さんとは昔からの旧知でありながら見過ごしてはいたんですが、それは余計なことですが、日本式の溶出試験はろくにコストはかかりませんから、ダブルでやってもそんなにコストは上がらないと思います。ですから、環境大臣が同意する要件として、やはり法令の方法でやった方がないためだということであれば、別にダブルでやっても、それはそれでいいと思います。

當座委員

猿田さんに1つお伺いしたいんですが、現行法の基準というのは、廃棄物の分析に関してということをおっしゃっているのでしょうか。

猿田次長

まず、有害廃棄物かどうかというのは、先ほどおっしゃったような通常の溶出試験をやって、基準以上のものが出れば、要するに遮断型にしか埋められないというものが出てきますから、これが特管物という扱いになってきますから、これがどのくらいあるのかというのがありまして、それとそうじゃないものがどのくらいの分量であるのかという全体の把握のために、その方法はやっていただくということになります。

それと、当然、今周辺の地下水を観測されて異常が出ているのは皆さんご存じだと思うんですが、その異常の原因が大体のところどの辺にあるんだろうかというのがわかれば、できるだけそれを調べてくださいという話をしています。でも、それも、先生方がずっとおっしゃっているように、全部掘り起こさないと実際問題はどこにあるかというのはわからないので、ある程度のメッシュを切って部分的に調べて、全体的な状況を把握してくださいという考え方があります。

実際には、評価をするのは、先ほど境界の外なのか内なのかという話がありましたけれども、境界の外側にどういう影響があるのかというのを考えなければなりませんので、処分場の外側にどういう影響があるのか、それに対

して、そこがきれいになるためにどういう対策をしなければならないのかというのが全体的な議論になるだろうと思います。

當座委員 有害産業廃棄物なのかどうなのかという分析の仕方というのは、土対法での分析の仕方なんですか。

猿田次長 それは土対法ではないですよ。今、土対法でやっているのは、あくまでも土対法という法律で決められた含有試験をやってみて、有害物質があって、それが場合によっては外へ出ていくのかどうかというのを検討していただいているという話になっています。

當座委員 ここで提案されているのと今説明されたのとでは、分析の仕方が違いますよね。そんなことはないんですか。

清水委員 まず1つ、溶出試験の方法は、まだ検討の余地があるかと思います。ただ、今日資料2で準備されているのは、表題も見てくださいたらわかるんですが、含有量分析についてとなっております。まず、溶出試験は、前回の対策委員会で、あるいは前々回の対策委員会で、廃棄物としてやらなければいけない。これをまずご理解ください。その上で、もう少し安全側を見込みましょうということで、土対法を適用して含有量試験を、一番初めは危険な試料についてやった方がいいんじゃないですかというご提案で、ただし、危険な試料だけではなくて、全体で含有量試験をやりましょうと。溶出試験の値と含有量試験の値を比べると、含有量試験の値の方が絶対に大きく出てきます。これをご理解ください。

當座委員 今までずっと含有も溶出もしてきていただきましたし、今までの県の調査の中で、今おっしゃったみたいに、土対法に基づいての分析もあれば、そうじゃなくて、廃棄物のもともとの分析の仕方というんですか、どういう名称で言えばいいのかよくわかりませんが、その分析の方法でもしてきていただいているので、あえてというか、含有も溶出もしてくださいというのはずっとこちらが言ってきたことですし、それは別に否定はしませんし、私たちはとにかく何かあるのかというのを調べてほしいと。それがどれだけ溶け出してくるのかというところを心配しているわけで、していただくのはいいんですけれども、含有にしても溶出にしても土対法でと言われると、それはちょっと違うんじゃないかなと私は思っています。

先ほどから、土対法でと、告示19号なり告示13号の話が出てきていますけれども、溶出に関しては、両方するというのであれば、それはそれでしていただく分にはいいと思いますけれども、溶出の場合でも、土対法ですると、前処理のところ、大きく違うのは風乾するのか風乾しないのかというようなことも出てきます。土対法の方は風乾してしまいますからね。そこら辺のことも思うと、土対法を持ってこられると、法律的な話になってしまいますけれども、その部分ではちょっと納得いかないなと思っています。含有分析に関しても、告示19号でされるというのは私は反対です。

清水委員 溶出量試験はちょっとおいておいていただいて、今日の表題が含有量分析ですから、まず含有量の話をしたいんですが、法律云々はまた別にして、1

規定の塩酸でやるというのは、確かに王水でやったり硝酸を入れたりフッ素を入れたりしますが、それは別として、1 規定の塩酸はかなり強力な条件です。含有量の定義は、全体量では当然ありません。一部鉱物、もともとある自然由来の鉱物が溶出してこない、あるいは抽出液中に出てこないということがありますから、そういう意味では全量試験ではない。ただし、含有量試験で1 規定の塩酸でやるというのは、法律はまた横においておいて、僕は含有量としては適切な方法かと思います。まずそれをご理解いただければと思います。今、法律云々ではなくて、土対法云々ではなくて、あるいは環境省告示ではなくて、1 規定塩酸という条件は、かなり強烈な条件で、含有量という意味では十分出ますよということをご理解いただきたい。溶出してくるかもしれない全量を溶出試験ではなくて求めるという意味です。

山仲部長

もうちょっと整理しておいてもらって、今、せっかく専門委員と皆さん方が議論していただいている、私も非専門だけど、今言っておられることはわかるんですが、當座さんがそこを理解してもらって、何か対案があるんだったら出してください。今いいチャンスなので、ぜひ。後でよりは、今まさにチャンスですから、何かあれば。

當座委員

全量試験をしていただきたい。今おっしゃった含有という、含まれているでしょうと。それは、全く含まれていないということではないということはいくぶんわかりましたけれども、全量で分析していただくような方法をとってくださいとしか、私も専門家でないので、具体的にこういう方法がありますよということはいえないです。法律はこっちにおいておいてとおっしゃいますけれども、何に基づいてやっていくのかというときに、私はやっぱり法律はすごく大事だと思うので、そこはちょっと外せない部分もあります。

早川委員

ちょっと話が混乱しているような気がします。要は、今後対策をとっていくために、国の支援というのは当然必要になってきますから、国がこれを勧めています、これをやらしてもらわなくては困るというのは当然やるべきだと私は思います。

もう1つは、先ほどから當座さんが言っているように、住民としては実態を知りたいんです。どれだけのリスクを我々は今持っているのかということ。それに一番ふさわしい方法で、それは法的なレベルとはまた別な問題で、実態を教えてくださいというのがあります。したがって、その実態としてどちらがいいかというふうに話を聞いていると、先ほどから梶山先生の方が分がいいかなと私は感じるわけです。梶山先生が国際的な進んだ方法を知っていらっしゃるんだったら、最先端の方法でまず実態解明というものをお願いしたい。ダブルでやっていただくのが一番よろしいかと思います。

そろそろこの議論はまとめて、次に進んだ方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

清水委員

僕も同意見で終わりたいんですが、もう一度申し上げますが、梶山先生の言われているのは溶出量試験で、今全体の実態を知りたい、これはよくわかりますので、これを探るために含有量試験をしましょうと。これは別物です。

梶山先生が代替法、オランダの方法、アメリカの方法がありますよと言われるのは溶出量試験です。ここをまずご理解ください。

含有量に関しては、今全体量を知りたいと言われましたが、本当に全量試験して、全部溶かしてやってしまうと、ここに分析項目として挙がっていないかもしれないですが、例えばアルミとかシリカとか、粘土鉱物のもとになるもの、土の構造、骨格をなすものも出てきます。そういうものにかえてマスキングされて、本当に危険なリスクの部分を把握できないという恐ろしさの方が僕は気にしますので、1 規定の塩酸で含有量試験 - - これは溶出量試験と違いますよ、もう一度繰り返しますが - - をやるというふうにしていただければと思います。

梶山委員

1 規定塩酸でやる方法は、まさに試料によるわけで、おっしゃるように非常によく出てくる試料と、1 規定塩酸ではろくに出てこないものもあるんです。実際、私の経験では、たんぱく系というのは比較的出にくいと思っています。そうすると、シビアな条件にしても、今おっしゃるように、鉱物組織まで全部壊して出していいのかという問題は当然あるんですが、鉱物組織に入っているものは通常ある程度見当がついているので、例えばカドミウムと亜鉛の比率というのも鉱物組織では大体決まっています。そういう意味で言うと、鉱物組織由来のものかどうかというのは、それなりに後で知る方法があるので、いわゆる - - でやるような方法がいいのかどうかというのは別問題なんです。実際にはいろんなグレードづけがあって、含有試験のやり方についても何種類も提案されているわけです。そういう意味で、この場合は土対法は直接特措法とは結びつかないと思いますので、土対法を離れて、もう一度その点は、私なりに提案する用意はありますけれども、検討された方がいいんじゃないかと思います。

山仲部長

土対法はやらないで、今猿田さんが言われたこともやらないで、別途の提案ということですか。この案じゃない方法を先生が提案してくださると。

梶山委員

それはできるということです。

山仲部長

それは、猿田さんのところは通るんですね。はっきりしておかないと、もう一回手戻る。だから、さっき言ったベーシックをやって、プラスでやるか。

猿田次長

通るか通らないかという議論をさせてもらおうと、まず基準がどういうものがあるのかというところが判断の材料になりまして、それでこの処分場をどう評価するのかという話になるんです。だから、基準がないもので、アメリカだったりどこかの国とか、こういう方法がありますよというのがあって、それで基準がこういうふうになっていますよというのが国内的に認められるのであれば、それは評価軸としてはなりますが、何も評価軸がない中で、こう出ました、だからこの処分場をこう評価しますという評価の仕方ではできないものですから、申し訳ないんですけども、そこは今議論されているような国内法に決まった基準の中で - - 基準というか、基準というもともと複雑になってしまうので、目安の中で、その目安として処分場を評価しましょうという、あくまでも評価基準としての考え方でお話をさせていただいている

岡村委員
長
早川委員
岡村委員
長
山仲部長

ということです。

よろしいでしょうか。先ほどから専門部会と対策委員会との関係が問題になっておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、今展開されている議論を聞いていても、私は十分に理解できません。したがって、専門部会と対策委員会を一緒にしてしまうということは無理だろうと思います。

それは反対。

無理です。だって、私は……

ちょっと待ってください。

待ってください。私は、いずれが正しいかを判断する専門的知識を持っておりません。いずれが正しそうかということだけしか判断できません。もしその判断を迫られるならば、私は法律の専門家としては委員を辞任するしかないと思います。

委員長の役割は、自分が理解できないと言われたら困るということに関係しません。この委員会のよりよい運営を考えるのが第一です。自分がわからないことが出てくるから自分はここにはいないというのはおかしな話です。

私が申し上げているのは、いずれの意見が科学的に正しいかということは判断できないと申し上げているわけです。

だから、科学的な議論を十分した上で出してもらえればいいので、それをやるのにわざわざ専門部会をつくる必要はない。しかも、今の話の中だと、専門部会の先生よりも実はこの対策委員の先生の方が詳しくたりするわけでしょう。そういうのは資源の無駄遣いです。

かえって私が議論に入っている方が資源の無駄遣いになりまして……

だけど、先ほども、こういうことで何回も何回もやり直していたら切りがないです。

お待ちください。したがって、そういう点は、専門部会で知識の深い先生方に意見を聞いていただいて、フィードバックさせていただくか、あるいは拡大専門部会というふうなものを考えていただくということの方が妥当だろうと思います。

先ほど早川先生から、職員が調べて専門家に聞いてレポートを出せばいいとおっしゃっていただいたんですけども、恐らくそれは、内容の問題じゃなしに、オーソライゼーションの問題で問題があると思います。ですから、やはり第三者機関としての専門部会から意見をいただくという形でないだめですし、これはいわゆる環境アセスメントでも一緒に、審査会を設けて、そこからの意見というやり方です。ですから、先ほど清水先生に言っていたように、ここに専門家がおられて、かつ普通だと専門部会の意見というのは通るんですが、通らないぐらいの専門家がおられるんだったら、こちらから専門部会にお入りいただくようなことで考えたいと事務局としては思っております。

梶山委員 だけでも、もう一度ここでそういう専門的な問題を議論しなければいけないわけですね。

山仲部長 当然それはそうです。

梶山委員 そうしたら、それは非効率じゃないか、最初から一元的にやればいけないかというのが基本的な考え方です。私がすぐ近くにいて暇であれば、いつでも専門部会に出たい、みずから志望してでも出たいというぐらいに思っていますけれども、遠路からの委員もいて、委員会の開催も限られているという条件の中では、専門部会でやったことをもう一度対策委員会でやるのであれば、最初から一元化してもいいのではないかという考え方です。

岡村委員長 私は、申し上げたとおりそれは反対で、とても私はそんな専門的知識は持っておりませんで、判断ができませんから、そうすると委員をやめるしかないということになります。それは科学の専門家しかやれない。

しかし、この委員会は、そういう科学的な知見等を含めて、いろんな問題を総合して考えるという点でそれぞれの専門家が入っているわけですから、そういう専門的な問題について全体会に諮るというのは、私自身としては無理であろうと思います。したがって、ここで専門部会の意見をお伺いして、なるほどなど、ある程度それが納得できるとか、こういう点は理解できないとか、そういうことは申し上げることができても、専門部会の意見が誤っていると、そういうことを全体の対策委員会で判断するということは、到底その能力の範囲を超えるものだというふうに私自身は考えております。

當座委員 専門部会を持っていただいて、いろいろ議論していただいて、ここに上げていただいて、みんなでいろいろと意見を出し合っているわけですが、専門部会が今実際にあるわけなので、それを拡大という形でほかの委員さんも入っていただくということも視野に入れながら、それはそれでちょっとおいておいていただいて、随時開くかどうかは事務局の方にお任せして、この対策委員会自体が、今後、秋に向けてというか、頻繁にみんなが集まる機会ということの方を重点に持っていたかなくてはいけないんじゃないかと思えます。どうしても事務局の方でこれは専門部会にかけたいということがあれば、それは専門部会があるのでそうしていただいたらいいですし、梶山先生のおっしゃることも私もよくわかるというか、またここで議論するのは、先生方お忙しい中、何回も足を運んでいただくのはどうかなということも心配しながら、みんなで議論ができるような形で進めていただけたらいいなと思えます。

それと、今の含有量分析に関して、先ほど梶山先生の方から提案していただけたというお話で、今日の会議で分析に関してどうするのかということが決まったら、県の方もボーリングに入られる都合があると思うんです。実際にボーリングをして、コアを出してきたときにもサンプリングしていかれるので、いつまでもどうするのかというので宙に浮いたままというか、ほっておけない部分もあるのかなとちょっと心配しているんですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。今後の進み方として、早く追加調査に着手していた

だいて、分析もしていただかなくてはいけないので、早く分析に関して決めていただけるのありがたいのかなと思うんですけども。

上田室長 昨年の12月にこの対策委員会を設置させていただきまして、一応1年以内の集中審議ということで、我々事務局は大変焦っているんですけども、追加調査を実施させていただいて、今猿田さんの説明にもありましたように、国の認めてくれるやり方はまず絶対やらないといけないということで、分析はそういう形でさせていただきたいと思います。その後で、また梶山先生のおっしゃる方法等がこの議論の中で必要となれば、させていただきたいと思うんですが、7月からでも追加調査をさせていただきたいと思っています。

早川委員 国の決めた調査方法でやらなければ特措法の支援が得られないというのなら、わざわざ専門部会を開く必要はないじゃないですか、そのとおりやっていけば。これはそれでやれと。それだけで十分ですかという形で提案すべきです。

それからもう1つ、専門部会と対策委員会の運営の仕方についての話なんですけど、両方に出てきていただければ話がスムーズになるんですけども、専門部会しか出ない人がいらっしやるので、そうすると、この対策委員会の中でどういう議論をしたのかということ踏まえて専門部会の議論ができないんです。2つの委員会があるような状況になってしまうんです。そういうことになると非常に非効率だと。それだったら一元化した方がいいんじゃないかというふうに私は思います。

この後に出てくるビスフェノールAのところ私言うつもりでしたけれども、私が言ったことが全然違った形で専門部会の方で提案されています。私は、議事録にありますけれども、当初地下水の影響の指標にしようとしたのではない、県、専門部会はビスフェノールAは大した問題ではないと解釈しているのかというふうに聞いたのに、専門部会では、ビスフェノールAは電気伝導率と相関が高いが、塩と同じようなものかという設問になっているんです。こんな稚拙な質問をした意図は私は全然ないんです。ところが、言葉じりをとらえてこういうふうに伝えられる。こういうバイアスをかけて専門部会に提案されると、本当の真意が伝わらないんです。こういうようなそごが生じるから、専門部会はやめてほしいと言っているんです。それがもし制度的に無理ならば、形式的にやってもらえればいいんです。実質的には、やっぱりこの対策委員会が十分議論したことを大事にしてもらいたいと思います。

山仲部長 専門部会は、必ずしも国の制度の確認だけじゃなしに、さまざまな技術的知見ですとか、それをお願いしているわけだから、今回はたまたま含有分析だったからそういう議論になっていると思います。

それと、専門部会での意見がちぐはぐだったようなんですけれども、今回は一緒ですから、どなたかが代表して伝えていただいたらいいわけであって、通常は複数の方が全員出いただく必要はないだろうと思います。

早川委員 ということは、専門部会に私が出させていただいても構いませんか。

山仲部長 傍聴できるんじゃないですか。

早川委員 傍聴では発言はできません。専門部会の委員になることは可能でしょうか。

山仲部長 専門性は何ですか。

早川委員 環境社会学です。

山仲部長 じゃあ、それはまた別途検討しましょう。そういう専門性が必要かどうかということ。

岡村委員 ということで、先ほどの事務局の説明が途中で終わっておりますので、引き続き行いたいと思います。

長 卵田 それでは、あと5項目につきまして要点だけ説明いたします。

今、早川委員の方からご指摘のあったところでございますが、ビスフェノールAにつきましては、県の方の調査におきましても、15年から17年に琵琶湖の流入河川で化学物質の実態調査をしております。ビスフェノールAにつきましては、RD処分場の水系と想定される葉山川とか近接する守山川等では検出されておりますが、魚類に影響を及ぼす濃度でないことが確認されております。

また、生活環境保全上の支障等につきまして、ビスフェノールAはプラスチック類から溶出されることは既に知られていることでございます。栗東市さんの周辺調査におきましても、処分場を原因として地下水中にビスフェノールAが検出されております。また、この調査によりまして十分に状況は把握されておまして、現在もモニタリングをされているという状況でございます。ただ、特措法につきましては、処理基準違反の廃棄物に起因する支障除去を目的、趣旨としております。ビスフェノールA自体が検出されることについては、埋設が許可されている廃プラスチック類に起因することは明らかでございます。ビスフェノールAが溶出、検出されることについては、処理基準違反に直接結びつくものではないと考えられております。

なお、ビスフェノールAについては塩類と同じではないかという質問の方がはき違えておりましたが、その内容についてお答えいたしますと、ビスフェノールAにつきましては、塩類と同じように移動しやすいものでございます。また、塩類と同じように、この空間におきましても存在するような比較的存在しやすい形の化学物質でございます。

なお、水処理につきまして、現在設置されている水処理施設には活性炭処理塔がございまして、この活性炭処理においてビスフェノールAは処理できる状況でございます。また、ビスフェノールA自体は、一般的な処理方法、活性汚泥等でも除去されることが知られております。

しかし、専門部会の方では、ビスフェノールAの分析等につきまして、住民の方々が安心できるデータを提示することが必要だというご意見もございました。このため、ビスフェノールAの分析につきましては、地点数、頻度等を工夫してはどうかというご提案をいただいております。

そこで、地点、頻度等につきまして、事務局案といたしましては、現時点で想定されるKs2層の地下水流向上流側の地下水質を確認できる地点として、

1 - 1、4 - 1、4 - 2の3井戸、これは外側の井戸になります。また、処分場内の Ks1 層と Ks2 層の地下水質を確認できる地点として、2 - 1、1 - 3の2つの井戸を選定いたしまして、ビスフェノールAの採水調査を実施する予定をしております。頻度につきましては、今年度実施する追加調査の中で分析を行うということにさせていただきたいと思っております。

あわせて、3つ目でございます。3ページ、有機物調査についてご意見等をいただきまして、第3回の専門部会で取りまとめていただいております。

有機物調査につきましては、これまでの調査で有害ガス等の発生が確認されているため、そのもととなる有機物を把握する目的で、まずは有機物の総量として熱灼減量をはかります。また、今後ガス発生がどの程度継続するか、また有機物が分解できる有機物量をどうして測るかということにつきましては、今回CODではかるということを確認しております。CODに影響を与える硫化水素につきましては、ボーリング孔で観測する硫化水素の濃度から、どれほどの影響量かを類推することができる。また、CODを分析することによりまして、従来から知見が得られている硫化水素とかメタンの発生するガスとの関係式も既にご覧いただけますので、これらとあわせて、今後発生するガス量とか残っているCODを把握しようとするもので、これで調査すればどうかという意見をいただいております。

なお、TOCについてもご意見をいただいておりますけれども、TOCにつきましては、燃焼により炭素量を把握するものでございまして、方式としては、精度的には劣りますけれども、熱灼減量でも同じような総炭素量としては把握することが可能となっております。したがって、熱灼減量とCODを分析することで問題はないというご意見をいただいております。

なお、分析方法につきましては、底質調査法によるCODをやりまして、ボーリング調査で孔内温度が高いところでの試料について分析するというところで、専門部会の方でまとめていただいております。

4つ目の油分析でございます。TPH試験方法で、IRのほかにGC/FIDをやってはどうかというご意見がございましたので、その点についてご意見、また多環芳香族とニトロ化多環芳香族をあわせて分析してはどうかということについて再度ご検討いただいております。

油分析につきましては、ボーリング調査で油膜、油臭等が確認できたときに実施するということになっております。多環芳香族自体は水溶性がなく移動性がないこと、またボーリングコアの濃度は溶媒抽出できますので、IR法でも十分であるということをお願いしております。

なお、高分子油のうち、レジンとかアスファルテンは嫌気性でも好気性でも分解しないこと、また多環芳香族類については水溶性自体がないので移動しないということがございますので、対策工としては原位置での封じ込めが考えられるというご意見をいただいております。

なお、TPH試験につきましては、これは文章が間違っておりますが、I

Rで確認して油分濃度が高い場合におきましては、多環芳香族の分析を検討することで問題ないというご意見をいただいております。

関連で、ニトロ化物の多環芳香族類等の発がん性につきましては、ダイオキシン類の10分の1ぐらいという報告が多いことがわかっております。ただし、発がん性をイニシエーターやプロモーターとして足し合わせますと、ダイオキシン類と同程度という報告もございます。ただし、ニトロ化多環芳香族につきましては、環境中ですぐに分解してしまうものでございますので、多環芳香族だけでも十分そのリスク等については判断できるというご意見がございました。

専門部会案といたしましては、油臭、油膜等が確認できた場合に、IR法でTPH試験を行う。TPH試験で濃度が高い場合におきましては、多環芳香族の分析を検討するというところでまとめていただいております。

5つ目、水産用水基準との比較についてでございます。水産用水基準について、窒素、リンの方が移動しやすいので、そちらの方と比較すればどうかというご意見をいただきました。経堂池は、かつて農業用のため池に利用されていましたが、現在も過去も魚類の産卵場所ではないということは確認しております。ただし、経堂池の水質と水産用水基準を比較いたしますと、窒素、リンとも、直近のデータにおきましては、今年の8月のデータでございますが、基準を下回っている状況でございます。生活環境保全上の支障として見るならば、水産用水としては、窒素、リン以外にも、水温とか濁度 - - 項目としてはSSになりますが - - 及び溶存酸素量等も重要だと考えられるというご意見をいただいております。濁度は、SSで確認いたしましたところ、問題はないということになっております。水温は、8月にはかつておりますので、若干高いところがございますが、魚類がすめるかという点については、生活環境保全上の支障にはならないのではないかとご意見で、第3回専門部会の方でまとめていただいております。

6つ目のPCBにつきましては、ご意見等々いただいておりますけれども、現時点ではPCBが全く溶出していないこと、また浸透水、地下水から検出されていないことから、早急に対応しなければならない生活環境保全上の支障のおそれはないと考えられるということは一致しているところでございますが、PCBは土壌に一度吸着されれば再溶出することはほとんどなく、移動性はない。むしろ、PCBが含有しているものを移動する場合には留意する必要があるというご意見をいただいております。なお、まだ部会の方で整理ができておりませんので、この項目の整理に当たりましては、事案・情報収集を行うというご意見をいただいておりますので、現在情報収集等を行っている次第でございます。

なお、5ページにつきましては報告事項でございますので、今回は省略させていただきます。

ありがとうございました。では、今のにつきまして一括して.....。

岡村委員
長

梶山委員

ビスフェノールAについての提案は、多分早川先生の方からお話があると思いますので、その次の有機物について、熱灼減量というお話がありましたが、熱灼減量は、一たん 105 で十分乾燥して水分を飛ばした後、600 何かで加熱して、その差を見るというものですよね。そうすると、最初の水分を飛ばす段階で、揮発性の有機物は全部飛んでしまう。だから、揮発性の有機物については全くノーコメントというか、過小評価、あるものをないものとして評価してしまうという意味で、熱灼減量でやる場合にはVOCを別にはかる必要が当然あるだろう。これは、しばしばそれで問題を起こす事例があるので、熱灼減量だけでは到底不足だと私は思います。

それから、油の点につきましては、多分池田さんの方からお話があると思いますので、水産用水基準との比較についてなんですが、私が今まで拝見しているデータの中では、全窒素、全リンについて、あるいはBOD、CODについての経堂池のデータというのは余りなくて、私が見ている限りでは、先ほど8月のデータというお話がありましたが、水産用水基準は多分超えているはずで

卯田

超えているはずで

梶山委員

8月、ずっと前のデータはわかりますか。

卯田

その前のデータにつきましては、超えているデータがあったので。

梶山委員

全窒素、全リンはどのぐらいですか。

卯田

お手元の緑のものを見ていただきますと、34 ページのところに一括して書かせていただいております。

梶山委員

BOD、CODは出ていますかね。

卯田

CODもBODも出ております。

梶山委員

これが18年の8月の時点ですか。BODは高い。水産用水基準ですよ。

卯田

水産用水基準は、比較させていただいた窒素、リンが、先生の方から、速く動くものなので、それで比較してはどうかというご意見がございましたので.....。

梶山委員

それは、水産用水基準ですから、当然BOD、CODも問題にしたいんですが、BOD、CODははるかに超えているじゃないですか。

卯田

ここはため池になっておりますので、普通、ため池ですと、この時期ですと富栄養化が進んでおりまして.....。

梶山委員

それはわかりますけれども、湖沼だったらCODで比較することになるでしょう、そういう閉鎖性水域は。それは超えているじゃないですか。窒素、リンについては、こんなに低いんですか。でも、トータル窒素が1を超えているじゃないですか。トータル窒素が1を超えたら、コイ、フナでもだめでしょう。1.66、窒素は超えているじゃないですか。それはデータを見れば明らかに超えているのでいいんですが、どちらにしましても、人間と密接な関係のある生活環境というと、コイ、フナも生活環境に当然入るわけで、コイ、フナというのは汚染に強い生き物ですけれども、やはりそういうことも当然配慮すべきだという意味で、水産用水基準を一つの比較基準としても考えて

早川委員 いただきたいと思います。
 同じ点で1つ、ビスフェノールAの話は後でもう一回しますけれども、今のところで、水温は高いが、魚類がすめるかという点は、生活環境保全上の支障とはならないのではないかと聞いた委員の方、理由を説明してください。

樋口委員 生活環境保全上の支障とはならないという発言はしていませんけれども、水温は高いけれども、魚類の産卵とか生育の方に影響はないという話をしています。

早川委員 魚がすめない池であっても問題はないという価値判断は、どういう根拠で言っているのか。

樋口委員 すめないとは言っていないです。

早川委員 つまり、先ほどの話と同じなんですけれども、専門部会で出た意見が、またここで言うと違う形で出てくるじゃないですか。こういうことがたび重なると、専門部会が本当に必要なのかなと思ってしまいます。これは事務局のバイアスですか、こういう形で出てくるのは。

山仲部長 事実はどうか知らないけれども、私、この部会には参加しないし任せてあるけれども、バイアスをかけるつもりは全くないです。きちっとした報告をしてもらおうと思っています。今、樋口先生がおっしゃったように、こちらが加えた文言があるみたいですがけれども、もしそれがあったとしたら、それは文章的にわかりやすいように多分書いたんだろうと思いますから、原則は委員会の報告をきちっとするという趣旨です。

早川委員 その信用がちょっと持てないものですから、そんなことだったら、先ほども言っているように専門部会をなくして、ここで議論してもらいたいというふうに先ほどから言っているとおりなんです。

それから、先ほど専門部会の中で、私の専門性は何ですかというふうに質問がありましたけれども、自然科学者だけの専門部会をつくと弊害があります。科学的な調査には2つの意味があります。1つは安全性のための調査、もう1つは安心のための調査です。ところが、自然科学者だけで組織すると、安全性のための調査だけをやります。安心のための調査という視点がなくなります。ここの文言もそうです。魚類がすめるかどうかということは生活環境保全上の支障となるかならないかというのは、社会科学的な問題を含んでいるわけです。ところが、そういう価値判断が素人である自然科学者、あるいは自然科学に詳しいこれを書いた事務局かもしれませんが、そういう人たちだけがやっていると、やはり現実に対処するときにさまざまな問題が生じると思います。そういうことに今後気をつけていただきたいと思っております。

梶山委員 1つ言い忘れていたんですが、多環芳香族炭化水素とニトロ多環芳香族炭化水素については、油分の中に含まれているものを問題にされているようですが、実際に問題にされているのは廃棄物焼却のときにダイオキシン類と一緒に生成するもので、これはダイオキシン類よりもはるかに変異原性も発がん性も高いという文献を私幾つも持っています。ですから、先ほどのお話は、

どういう文献を根拠にされているのかわかりませんが、大変疑問です。

それから、ニトロ多環芳香族炭化水素について、自然界ではそう簡単に分解されないというのは、少なくとも廃棄物焼却と一緒に生成するものについては定説です。これは、国際的に膨大な文献があります。ですから、その辺も、どういう論文を根拠にされているのかわかりませんが、多分事実と違うと思います。

伊藤委員

先ほど梶山先生が確認されていた件なんですけれども、揮発性有機化合物ですね。熱灼減量でいくということに対して、梶山先生は異議を唱えられたわけですが、以前にも、平成13年、揮発性有機化合物を熱風乾燥してやられたということで、そのことに対して県は、試験方法について誤りがあったりした点、もうちょっと文言はぼかしてあったと思いますけれども、それを認めたというふうな形であったと私は記憶しております。にもかかわらず、また同じようなことが上がってくるというのが実に不思議なことなのでありますけれども、事務局はこの文章を当然確認されると思っていますので、その辺はどういうふうにお考えだったのでしょうか。

卯田

有機塩素系等々のVOC関係につきましては、熱灼減量の中ではかるものではございませんでして、ボーリングコアの方からサンプリングいたします溶出試験の中で、これらの有機化合物が出てくるかどうかについては、有害性自体を判断いたします。今回の熱灼減量につきましては、廃棄物層の中の有機物がどれだけ残っているかにつきまして、大まかな値を調査するものでございますので、熱灼減量で十分だと思って書いております。

なお、CODを測るというものにつきましては、先ほどから申しておりますとおり、処分場内でガスが発生するのがまだ続いているだろうと考えられますので、今後どれほどガス発生が続くか、それらに使われる微生物が分解しやすい等の有機物がどれほど残っているかについて調査するものでございます。

梶山委員

そうすると、前提として、熱灼減量をはかる方法では揮発性の有機化合物ははかれないということはお認めになっているわけですね。

卯田

そもそも有機性の化合物、VOC等につきましては、この方法でとらえようとしたものではございません。もともとそれをはかる予定がなかったと。全体の有機物として、処分場に入ってくるごみの量のうち有機物がどれほどあるか、特に温度が高いところでございますので、そういうところについて有機物がどれほど高いのかということを見るものでございますので、個々に揮発性の有機化合物がそこにあるかどうかを単に調査するものではございませんので、その辺はご了承願いたいところでございます。

梶山委員

揮発性の有機化合物だって有機物ですよ。105 で、何時間だったか忘れましたが、加熱する場合に飛ぶのは、通常言われる揮発性有機物よりもさらに範囲が広いものが飛ぶわけです。もちろん、サンプルによってどこまで飛ぶかというのは違いますけれども、これを前処理としてやらないと、水分含有量と間違えてしまうから、熱灼減量を出すときにはこれを必ずやるわけです。

そうすると、飛んだものが有機物だというのは、一種の欺瞞的な表示になってしまうわけで、105 で飛ばすうち、水分がどれだけで、有機物がどれだけだという表示がないと、熱灼減量だけをやっても意味がない。つまり、TVOCが入っている、あるいは105 で飛ぶ有機物というのは決してまねなものではなくて、廃棄物の中には相当程度含まれているものが多々あるわけでして、そういうものを無視して熱灼減量だけ出しても、物によっては大きな誤差が出るという問題があると思います。

尾崎委員

今のお話ですけれども、事務局の言われたのは、有機物の量をとにかく知りたいんだということで、もちろん、105 で飛ばして、650 程度で焼くわけですので、VOCだけではなくて、ダイオキシン類だって飛んでしまいます。だから、目的が全然違うわけです。VOCを知りたいければ、当然VOCをはかる方法がございますし、やったらいいだけなんです。それで、VOCだけにとられることはありません。皆さんはどういうご判断か知らないですけれども、ダイオキシン類だって300 ぐらいから当然沸点があるんですけれども、それ以下からでも飛んでしまうし、そんなことを言っていると幾らでもあるわけです。だから、ちゃんご理解をお願いしたい。ここは有機物がどれだけあるかという総量のお話で、有機物があるから、例えば硫化水素が出てきたり、そういうお話なんです。有害物を知りたいければ別ですよという話をはっきりとおきたいと思えます。

清水委員

有毒ガスという記述がありまして、ここに少しひっかかっておられるのかなと思いますが、専門部会で議論させていただいた有毒ガスの根拠は、やっぱり硫化水素、あるいはもしかしたら将来的にはメタンが出てくるかもしれないという部分です。それで、今尾崎先生が言われたように、嫌気性の状態で微生物で分解できる有機物がどれぐらいあるか。専門部会の方に投げられた時分は、熱灼減量をはかりますと。当然、今言われたように、アンモニアも揮発しますし、ダイオキシン類も揮発しますし、いろんな有機物が揮発しますが、あくまでも微生物が分解できるものというので、まず熱灼減量をはかりましょうと。その次に、CODでは不十分なので、そこにも書いておりますが、硫化水素等により分析誤差 - - 硫化水素の分析誤差は先ほど説明がありました、CODではなくてTOCをというお話で、どうですかと。ただ、メタンの発生量 - - 最終的なメタンの発生可能量と言った方がいいと思いますが - - を推定するためには、TOC換算でやるよりも、CODの方が今までの研究成果の蓄積がいっぱいありますから、専門部会としてはCODでやりましょうと。ですから、VOC - - ボラチル・オーガニック・カーボンに関しては全く別物です。別物としてはかる必要があれば、はかる必要もありますし、今全く違った議論をしていると思えます。

それともう1つ、PAH - - 多環芳香族の話ですが、これも油の問題があってという前提で話させていただきました。焼却云々というのはまた別の話なので、今は油に限定させていただきたいんですが、まずダイオキシン類との発がん性云々の話ですが、ダイオキシン類が発がん性があるかないか、変

異原性があるかないか、催奇形性があるかないか、わかりません。専門家としてわかりません。だれもわかりません。世界じゅうでわからないと思います。本当に発がん性と規定していいのかどうかというのわかりません。ですから、ダイオキシン類とPAHの発がん性云々を比べるというのは、ちょっとおかしな話だと思います。

それと、PAHは、あるものに関してはイニシエーター、プロモーターを含めて発がん性を持っておりますが、今ニトロ系の化合物と言っておりますのは、多環芳香族の官能基としてニトロ基がついているもので、これは電子親和力が高いものですから、特に環境中で水系に移ったときに、普通の官能基がついていないPAHに比べて分解が早くなるという意味でございます。それをご理解いただければと思います。

岡村委員
長

会場の使用時間がかなり迫ってきていますので、端的に専門部会の案及び意見についてご意見をお願いいたします。

尾崎委員

時間をとるつもりはなかったので手をおさめたんですけども、ダイオキシン類の話が出ましたものですから。ダイオキシン類に関しては、閾値がないとされておりまして、あるという人もいますけれども、そういう意味で、がんがどうだとか、これはわからない。したがって、補足になりますけれども、比較することができないということでもあります。

梶山委員

ダイオキシン類に発がん性云々という話になると、これは発がん性ありと断定していいと私は思っています。わからないということをおっしゃるのは、日本政府は確かにわからないとおっしゃっていますが、ご存じのようにアメリカは、90何年ですかね、正式に発がん性ありという認定で、かつ閾値がないという前提で全部基準をつくっている。これは、アカゲザルの実験等ではほぼ確立していると僕は思っています。そういう学術論争をここでやるのは多分目的じゃないと思うんですが、PAHとニトロPAHについては、ここで議論だけしてもしようがないので、具体的な論文等を私ご紹介したいと思えます。

池田委員

総合的に見て、前回の対策委員会でご指摘というか提案されたものは、全部次の専門部会で否決されたということになるわけで、ここでまたそれを主張した人たちがやっぱりこれがいいんじゃないかと言っていると切りがないので、どうしたらいいんでしょうか。時間も無い中で、本当に私もその問題があると思うんです。それを主張した私とか梶山先生とかほかの皆さんも、必要だと思っているのでそれを対策委員会で主張したけれども、すべて否決されて、ほとんどが当初のままです。ということであれば、これでいくシナリオができていたのではないかと思うぐらいの感じなわけで、今日ここでこれについてまた議論するのであれば、ここで指摘したことはまた勘案していただけるのか、やっぱりこれでいくのか、どっちなのかというところが私の聞きたいところです。

油に関して言えば、基準はありません。さっき猿田さんが、特措法を適用するに当たって、評価基準があるものについて照査して、それで汚染の実態

を把握して、支障も評価してやるんだと。そうしたら、TPHなんかないじゃないですか。PAHもない。じゃあ、そんなものまでやる必要もないかもしれない。これをやるのであれば、汚染の実態を知るためにやるわけですよ。そうしたら、もっとこういう方法がありますよというのをさんざん言っているわけで、それが勘案されなかったのは何なのかなということ私を言いたいです。

早川委員

ビスフェノールAのことなんですけれども、ここにいる地域住民の人は多分みんな知っていると思います。RD問題が起きたときに一番最初に話題になったのは、経堂池に奇形な魚がいるという話だったんです。それで大騒ぎになったんです。それで我々は環境ホルモンを疑って、市の調査委員会でもビスフェノールAを調べた方がいいという話になってきたんです。そして調べたら、大変な量で出たことも事実としてあるんです。そういうものが積み重なってきて、ビスフェノールAを調べてほしいという提案になっているんです。

ところが、専門部会の話では、そういったこれまでの経緯を全く無視して、実験室的な議論が出たんです。これは、期待されていることと違うということをもまず自覚していただきたいんです。我々は、私も含めて、これまでの住民の不安やこの対策委員会に期待している声、気持ちを大切に、それに寄り添って、そして一緒に考えてくれる専門家を求めているんです。実験室的なことを言ってもらう専門家ではないんです。

実は、県は以前同じ失敗をしています。硫化水素問題調査委員会をつくったときに、ある先生は実験室で実験して、少量の有機物があっても硫化水素は出ますよと言いました。それは、実験室のそういうデータならそうかもしれません。しかし、それは住民には全く説得力がありません。そうではなくて、この問題を一緒に解決するという心構えの専門家を私たちは期待しているんです。これは、住民としての声になってしまいましたけれども。

だから、そういうような専門部会ならぜひやっていただきたいんですけれども、そうじゃないのならば、やはりこれまでの経緯を知っている人が中に入って、あるいは多面的な視点で科学的な調査を議論してもらった方がいいのではないかと私は思います。もう時間がないので、本質的なことを申し上げました。

當座委員

同じくビスフェノールAに関してなんですけれども、専門部会を傍聴させていただいて、その部会の中で、住民が安心できるデータを提示することも必要であろうという意見も先生方の議論の中でさせていただいて、分析していただくことになったんですけれども、地点として、3地点と処分場の中の2地点ということで、5地点で分析していただくことになって、1-1、4-1、4-2というのは今掘られた井戸なんですけれども、もう1地点、3-1というのが今回掘られているので、そこでも分析していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、ちょっと時間がないのであれなんですけれども、先ほどの含有分

横山委員 析に関して、最終どうするのかということがここで決まっていないうに思
うんですけども、梶山先生の方から提案していただいたものをどういう形
でみんなが了解して、実際調査に入られたときにそれをしていただくのかと
いうことを決めておいていただけたらありがたいなと思います。

池田委員の意見もありますけれども、対策委員会と専門部会では、絶対に
対策委員会の方が上です。したがって、専門部会はちゃんと意見を言います
から、それによって不満であれば、必ずこの対策委員会で決めていただいた
らいいんです。専門部会で言っていることは、専門の立場からこういうこと
が言えますよということを正確に言おうという形で言っているわけで、決め
ているわけではございません。私はそういうふうに理解をしております。し
たがって、専門部会の結果と違う結果が対策委員会で決まっても、それは当
たり前だと私は思います。決める場合に、それは専門部会の委員が納得した
方がいいですけども、別に多数決でもいいと私は思います。ただし、これ
は県なんかの立場がありますから、どういう形で決めていただくか、あるい
は保留にするのか、また差し戻すとか、いろんな意見があると思いますけれ
ども、原則専門部会は決定機関ではないと私は思っております。

岡村委員 私が申し上げていいのかどうかわかりませんが、ともあれ、今日の
時点では、この専門部会の意見あるいは案というのはこのままではどうも了
承されないと思いますので、これはもう一度差し戻して、意見を踏まえて…
…。

早川委員 また戻したら同じですよ。やり取りがややこしいことになる。
岡村委員 しかし、戻さずにどこでやるんですか。
長

早川委員 そのところで、例えばオブザーバー参加とか、そういうことを認めてい
ただいて、考えていただくということはできないんですか。

山仲部長 今、大体方向ができていないんじゃないかと思います。今また含有試験とお
っしゃいましたけれども、これは、特措法を使おうとか、あるいは含有であ
って溶出ではないということからいったら、先ほど私どもの主張を言いま
したように、これはやらせてもらって、必要であれば、今の梶山先生のご提案
も今後考慮しようということで、これは解決していると思います。そう言
いましたよ、何回も。

當座委員 含有に関してもですか。
山仲部長 含有に関して。これは2回言ったと思うんですよ、マストで。だから、必
要だったらやります。梶山先生もご理解いただいていると思います。だから、
水かけ論になっていないはずですし、今日幾つかは解決がついていると思
います。

さっきの有機物も、尾崎先生とか清水先生に言ってもらったように、含有
されている有機物を調べるのであって、VOCを調べるつもりじゃないので、
先ほど伊藤さんがおっしゃった過去の失敗とは全然違います。分析というの
は、何かの目的ですから、ほかのものは当然はかれません。ですから、VO

Cが必要かどうかは、また今後ご議論いただけたらいいと思います。ただ、廃棄物に由来する物質を調べようということですから、先ほども清水先生がおっしゃったように、油臭を調べようというんだからこれですとかいうことなので、これについても、とりあえず有機物だったらCODでやらせてもらって問題ないのかなと思うんですけれども、それでいいですよ。

梶山委員 含有されている有機物を熱灼減量ではかるという言い方が、表示としては一種のごまかしなんです。そういう意味です。要するに、105 の段階でかなりの有機物が飛んでしまうわけですから。あくまでも熱灼減量なら熱灼減量だという、意味がよくわからなくても、そういう試験方法によってわかった値だという以上のことは本当は言えないんです。

山仲部長 わかりました。じゃあ、それについては新しいご意見なので、それを加味して、必要であればもう一度専門部会で相談させていただきます。ですから、今日の議論で必要なものは整理をして、未解決のものについては、単純に行き戻りじゃなしに、新しいご意見とか知見をいただいたものについては、必要なものはもう一度専門部会と相談させていただくことにします。

岡村委員 ということ、再度次回に出していただきたいと思います。

長 あと、4番以降は無理だと思うんですけれども、3番目の追加調査はやっておいた方がいいんですよ、短い時間でも。

伊藤委員 今委員長が言われようとしたことと少しラップすると思うんですけれども、今現在の進行状況を簡単に説明いただきたいのと、梶山先生も言われましたように、緊急対策でまずできることというのが何も討議されていないと思うんです。簡単にできることと申しましたら、雨水を浸透水に変えない手法ですね。透水防湿シートによってそれが可能だろうという話を前回か前々回に一度させていただいたという記憶があるんですけれども、それは産廃特措法を適用する、しないにかかわらず、とりあえず早急でできることだなと私は考えます。地下水の情報の問題については、位置、流動方向が確認できないと手を打つことはできないと思うんですけれども、それについては早急に考えもってこの調査をやるということも十分考えられることだと思いますので、早急に検討したらいかがでしょうか。

山仲部長 それは、調査項目に入れるということですか。対策を打ちつつ調査をしようということですか。どういうことですか。

伊藤委員 応急措置として、とりあえず地下水の汚染、要するに雨水を浸透水に変えないためにですね。

山仲部長 もう時間がないんですけれども、私どもとしては、前回で大体調査についてはご理解いただいていると思いますし、今、進捗状況ということなので、本当にこれはかからないとどんどんおくれます。それでよければ今日ということなんですけれども、そうはいかないと思いますから、まず調査の進展状況を示して、もう一度確認ということ。

上田室長 進行状況につきましては、私、先ほど資料1で説明させていただきまして、今まで4回対策委員会を開いていただいた中で、現時点での生活環境保全上

(3)
廃棄物状
況調査お
よび地下
水調査等
(追加調
査) につ
いて

梶山委員
上田室長
岡村委員
長
谷本

の支障の整理ができて、追加調査はこういう形でやらせていただくというお話をさせていただいて、その追加調査をさせていただきたいと。今、追加調査は、周辺の4本の井戸は既に終わりました。今そこにその1本を持ってきておりますけれども、今後、廃棄物処分場内のボーリング調査をさせてもらいたいと思っています。

これは周辺ですか。

周辺です。

では、議題(3)の追加調査について、簡単にご説明をお願いいたします。

説明させていただきます。

今、スクリーンの方に出ていますのは、資料3の一番後ろについている平面図でございます。状況のお話をもう一度させていただきますと、この図面の中で、処分場の上流側といいますか、青色の丸のボーリング4本が現在終わっております。今後、引き続きまして、この7月からでも、赤の三角印と赤の丸印の位置のボーリングを行いたいと考えております。赤の丸印につきましては、地層まで掘削をしまして、地下水を採取したり、地層構造を確認させていただく。赤の三角印につきましては、廃棄物層の一番下面の地山が出てきたところまで掘削をして、廃棄物の性状等を確認させていただくというふうなことを考えております。

それで、もう時間もありませんので、資料3の1ページを見ていただきたいんですけども、まずボーリング調査におきまして、廃棄物調査につきましては、孔内のガス濃度の測定と孔内の温度測定を行う予定をしております。この辺につきましても、前回説明させていただいたことと大きくは変わっておりませんので、この中で大きく変わったところだけ説明させていただきますと、以前、うちの事務局としまして、廃棄物調査はD-3を行わないという形で、D-3という赤三角がなかったんですけども、そこは今回追加でやらせていただきたいと考えております。

あと、内容が変わりましたのは、廃棄物土の分析の中で、カドミウム、総水銀、ヒ素、フッ素、ホウ素、PCBについては含有分析を必ず行う。有機物につきましては、熱灼減量とCODを行うというふうに考えていたんですが、議論が収束しておりませんので、この辺についてはペンディングになるのではないかと考えております。浸透水につきましては、全量分析でBODと全窒素を測定するという形を考えております。

続きまして、地下水の方ですけれども、これで追加になった箇所について説明させていただきます。2ページですけれども、ビスフェノールAをはかってはどうかという意見がありましたので、今回はからさせていただきます。これにつきましては、Ks2帯水層の1-1、4-1、4-2という青色のボーリング箇所についてまずはからさせていただいて、あとKs1層の2-1というボーリング位置とKs2層の1-3という処分場内の水についてもビスフェノールAをはかりたいと考えております。

	<p>それと、分析項目の中で、地下水の全量分析につきましては、追加としましてPCB、BOD、全窒素、先ほど言いましたビスフェノールAをはかるというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
岡村委員長	何かご意見は。
當座委員	<p>孔内ガスについて、検知管による測定となっているんですけども、検知管だけではちょっと不十分ですので、テトラパックに採取していただいて、GC/MSにかけていただきたいと思います。</p>
梶山委員	<p>それと、先ほどの繰り返しになりますけれども、ビスフェノールAに関しては3 - 1も加えていただきたいので、検討していただけたらと思います。</p> <p>幾つか伺いたいんですが、1つはドラム缶が105本出た西側平坦分ですが、ドラム缶の継続的な発掘調査をどういう形で考えられているのか。</p>
	<p>それから、前回私がボーリングだけでは不足ではないかということと、この60mメッシュで見ると、3,600m²に1本ですから、非常に少ない。特に未調査地域について、これしかやらなくて何がわかるのかなという感じが強いわけですが、1つは、右下に詳細調査というのがありますが、少なくとも未調査地域についてはこれをまずやる必要があるんじゃないか。</p> <p>もう1つは、ボーリングだけではまさに点の調査にすぎないから、ケーシングあるいはトレンチによる補足的な調査もぜひやっていただきたい。これは前回は若干申し上げたと思いますが、その点についてお答えしていただきたいと思います。</p>
上田室長	<p>ドラム缶の継続的な調査ということで、先ほど少し触れさせていただいたんですが、掘削調査をさせていただくという報告はさせてもらっているんですが、場所についてはもう少し調べさせてもらいたい。それは、元従業員さんとかRD社の関係者にもう少し聞いて、場所を確認していきたいなど。</p>
梶山委員	現在、そのヒアリングをやっているんですか。
上田室長	<p>実は、西市道側のドラム缶のときはやりました。ところが、そのときはわからないという答えがRD社自身からも出てきましたし、従業員からも出てきましたけれども、もう少しまた住民さんの協力もいただいて、その方の一次的な情報として整理していったら調べたいと考えています。その掘削をする状況になれば、もう少しよくわかってくるのではないかなと思っております。</p>
木村委員	<p>元従業員さんの意見では、県の方にすべて埋めたところを報告したと。したがって、住民代表が意見を聞いても、言う必要はない、県に報告してある、県に聞いてくださいという答えが返ってきているんですけども、どういうところにさらに意見を求められる予定ですか。</p>
上田室長	県に場所を言ったとおっしゃっているんですか。
木村委員	<p>ええ。元従業員さんは、「県からの調査があって、それに対して報告をしました。場所も特定しております。したがって、皆様方に報告する必要はありません。」と。だから、訪問もしないでほしい。もうこの問題には触れたくな</p>

(6)
その他

- 當座委員　　私は、どちらかというと現場の方で立ち会いをよくさせていただくもので、具体的な分析をどうするのかということも次回に持ち越しになってしまいますと、ボーリングはボーリングで来月から入るんですね。ボーリングされるんですね。
- 上田室長
當座委員　　それを今確認させていただきたいと思っております。
もし入られたら、実際のコアから検体を採取していかななくてはいけないという具体的な作業に入られるので、サンプリングをどうしていくのか、どうやってその試料を保管していくのかという問題が片方では出てくるんです。ここの議場でだけの話ではなくて、現場の方で実際にどういうふうに動くんだということがあるので、そこら辺も今後どうされるのかというのはちょっと心配なところがあったのと、今、梶山先生が、60m メッシュでは広過ぎるんじゃないか、特に未調査区域に関してはそうじゃないかということをおっしゃって、特措法でもおおむね 30m でメッシュを切って調べなさいということになっているということもあるので、その部分は本当にもう少し考えていただきたいなと思います。
- 早川委員　　今後の進め方なんですけれども、こういうことをやっていたら非効率でね。先ほど始まる前に上田室長から聞いたんですが、9月の上旬ぐらいまでには大体話をまとめたい、それまでに3回ぐらいやりたいとかいう話をちょっと聞いていたんですけれども、やはりこの問題に対して深くかかわってこられた方や、それから専門的知識を持ってやる気のある人たちで、少し原案を練ってもらった方がいいんじゃないかと私は思います。もし専門部会をなくすことができないんだったら、専門部会とは別に、もう少しちゃんとここに提案するまでの原案を練るようなインフォーマルなグループを組織して、事務局の方にやってもらった方がいいのではないかと私は思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。
- 山仲部長　　それは先ほどと矛盾すると思うんです。専門部会で通ってもだめなんだから、それこそ、これのインフォーマルをつくったところで余り意味がないと思います。検討はいたしますけれども、恐らく先生のさっきのご提案と矛盾するかなと思います。
- 早川委員　　矛盾はしません。つまり、みんなが納得するような原案が出てこないのが問題なんです。それだったら、全部ここでやるべきだと提案しているんです。もしそれがどうしてもだめだったら、効率的にやるために、もう少ししっかりした原案をつくっていかないと、いつも時間がなくなってしまう。それを懸念するんです。
- 山仲部長
岡村委員
長　　そこはわかりました。しっかりした原案になるように努力いたします。
本日はこれで一応終了させていただきます。
それでは、この後事務局から連絡事項がありますので、よろしく申し上げます。
- 乾澤委員
岡村委員　　この報告は、今日ご覧いただくということによろしいんですか。
それは議題の何番目に入っていましたかね。次回ではまずいんですか。

長
乾澤委員
岡村委員
長
上田室長

即時性というか、データですので、また今後の検討で……。

じゃあ、ご覧いただいて、また……。

先ほど7月からでも追加調査に入らせていただきたいということで説明させていただいたんですが、梶山先生のケーシングの話とかいろいろあるわけでございますけれども、今説明させていただきました調査を一次調査という形で7月から実施させていただくことにつきましてご了解がいただけるかどうか。

岡村委員
長

これで全部終わりではない、まださらに追加があり得るということですが、まずは当面できるところからやっていくということによろしいでしょうか。

梶山委員

要するに、追加は当然あるという前提で、今提案しているものだけでも始めたいという意味ですか。

上田室長
梶山委員

はい。

それは、後で大幅に足していただくというような考えで見れば、それでいいと思います。

岡村委員
長

とりあえずやれるところからやっていただかないことには、もう時間がありませんから、どうしようもないと思います。

梶山委員
上田室長

要するに、これっきりという話は絶対ないという前提で……。

これっきりという話はないですけども、先生がおっしゃった大幅にというのはちょっと……。

池田委員

ちょっとびっくりしているんですけども、今、傍聴の方からもご意見があって、こちらからもご指摘があったんですけども、委員会にかけなくて県がやれることがなぜ今まで着手されていないんですか。業者の方に聞くとか、ここに出すべき情報が、これからやるってどういうことなんですかと思いませんか。そんなことは、別にここに諮らなくたって、どんどん聞けばいいわけですし、調べればいいわけですね。これまでの立入調査などでわかっていることであれば出せばいいわけで、それをこれからやるような話というのは全然信じられなくて、これまでこの委員会に出されてきているものは、いかにここをスムーズに通して県が思っているようなシナリオで進めたいのかというのが見え見えな感じがしてしまうんです。だから、議論が空回りして先に進まないんじゃないですか。

岡村委員
長

どういうぐあいに申し上げていいのかわかりませんが、そういうことはまた次回にお願いしたいと思います。私としては、とにかくこの会場を明け渡すという義務がありますので、済みませんが、これで終わらせてください。また次回、時間をとってやります。

じゃあ、これで終了いたします。事務局、ほかに連絡はございませんか。

3.
閉会

司会

すべての議題が終了しておりませんが、また次回の対策委員会の日程調整をさせていただきますので、7月6日までに事務局の方までお送りくださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、今日は長時間ありがとうございました。

以上